

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成21年7月31日
【事業年度】	第21期(自平成20年5月1日至平成21年4月30日)
【会社名】	日本テレホン株式会社
【英訳名】	NIPPON TELEPHONE INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高山 守 男
【本店の所在の場所】	大阪市北区天満橋一丁目8番30号 OAPタワー9階
【電話番号】	06(6881)6611
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理統括本部長 中野 豊
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区天満橋一丁目8番30号 OAPタワー9階
【電話番号】	06(6881)6611
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理統括本部長 中野 豊
【縦覧に供する場所】	日本テレホン株式会社 東京本社 (東京都新宿区西新宿三丁目2番4号 新和ビル2階) 株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

- (注) 1. 上記の東京本社は金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。
2. 平成20年8月2日、本店を大阪市北区豊崎三丁目19番3号 ピアスタワー15階から上記のとおり移転しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第17期 平成17年4月	第18期 平成18年4月	第19期 平成19年4月	第20期 平成20年4月	第21期 平成21年4月
売上高 (千円)	12,818,776	13,568,320	14,873,169	15,586,966	7,665,713
経常利益又は経常損失 () (千円)	332,979	114,414	107,711	16,751	72,908
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	161,386	162,158	46,139	188,607	136,003
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	594,500	594,500	594,500	594,500	594,500
発行済株式総数 (株)	31,000	31,000	31,000	31,000	31,000
純資産額 (千円)	1,596,803	1,362,144	1,340,084	1,151,477	1,015,474
総資産額 (千円)	3,968,960	3,923,490	4,274,494	3,111,308	2,365,433
1株当たり純資産額 (円)	51,371.08	43,940.15	43,228.53	37,144.44	32,757.24
1株当たり配当額 (円)	2,200.00	2,200.00	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	5,757.27	5,230.94	1,488.38	6,084.10	4,387.19
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	40.2	34.7	31.4	37.0	42.9
自己資本利益率 (%)	12.03	10.96	3.41	15.14	12.55
株価収益率 (倍)	56.28	-	44.01	-	-
配当性向 (%)	38.21	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	191,761	43,783	30,271	660,911	187,933
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	322,997	220,101	139,688	177,332	222,111
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	235,837	126,767	37,155	481,120	178,974
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	217,804	168,253	95,991	98,449	329,519
従業員数 (人)	117	121	96	89	68
(外、平均臨時雇用者数)	(207)	(217)	(284)	(287)	(208)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 第18期は当期純損失のため、株価収益率、配当性向は記載しておりません。
6. 第20期及び第21期は当期純損失のため、株価収益率は記載しておりません。
7. 第19期、第20期及び第21期は、配当を実施していないため、配当性向は記載しておりません。
8. 従業員数の()書きは、臨時従業員数の年間平均人員を外書で記載しております。

2【沿革】

年月	事項
昭和63年6月	・電話回線の利用権および通信機器のレンタルを目的として「日本テレホン株式会社」を設立
昭和63年11月	・電話加入権および電話機レンタル事業を開始 ・日本電信電話株式会社と販売パートナー契約を締結
平成2年6月	・三井物産株式会社との業務委託契約により、関西テレメッセージ株式会社の無線呼出サービス（ポケットベル）の代理店業務開始、以後各地域別に代理店事業を開始
平成5年2月	・首都圏への本格進出に伴い東京支店（現 東京本社）を開設
平成5年8月	・三井物産株式会社との業務委託契約により、日本移动通信株式会社の移動体通信機器および付帯サービスの取扱を開始し、以後順次各第一種電気通信事業者の取扱契約を締結
平成5年9月	・携帯電話レンタル事業を開始
平成5年9月	・市外電話サービスの取次事業を開始
平成5年9月	・電話加入権販売事業を開始
平成5年8月	・株式会社ツーカーホン関西と代理店基本業務委託契約を締結 （その後、各第一種電気通信事業者との契約を順次締結）
平成5年9月	・本社を大阪市北区芝田から大阪市北区梅田に移転
平成6年4月	・携帯電話機器の売切り制導入に伴い、携帯電話販売事業を開始
平成7年12月	・簡易型携帯電話（PHS）販売事業を開始
平成10年12月	・一般第二種電気通信事業者 届出
平成10年12月	・古物商許可取得
平成11年4月	・通信費削減ユニット「サイバーポート」を商標登録
平成13年3月	・直営店舗が30店舗を突破
平成13年3月	・固定通信サービスの申込が出来るWEBサイト「電話引くドットコム」を開設
平成15年2月	・情報通信ショップ（「e-Booomショップ」）の展開を開始
平成15年5月	・本社を大阪市北区豊崎3丁目19番3号 ピアスタワー15階に移転
平成15年5月	・東京支社を東京本社に変更し、首都圏、関西圏において二本社制とする
平成15年12月	・インターネットショッピングサイト「ReBooomショップ」を楽天市場に出店
平成16年2月	・既存の「日本テレホン」ショップから「e-Booom（イーブーム）」へのリニューアルを開始
平成17年2月	・東京本社を東京都渋谷区代々木から東京都新宿区西新宿3丁目2番4号 新和ビル2階に移転
平成17年2月	・ジャスダック証券取引所に株式を上場
平成17年4月	・（財）日本情報処理開発協会によるプライバシーマークの取得審査に合格し、同マークの使用認定を受ける（認定番号：第A580012（01）号）
平成17年12月	・（財）日本情報処理開発協会によるプライバシーマークの取得審査に合格し、同マークの使用認定を受ける（認定番号：第A580012（01）号）
平成18年4月	・「ReBooom」インターネット通販事業を廃止
平成19年4月	・情報通信ショップ31店舗、専門ショップ9店舗、計40店舗の直営店舗網を達成
平成19年12月	・プライバシーマーク更新審査に合格、引き続き同マークの使用認定を受ける （認定番号：第21000084（02）号）
平成20年8月	・本社を大阪市北区天満橋1丁目8番30号 OAPタワー9階に移転
平成20年11月	・従来からの移動体通信端末機器の販売に加え、新たな分野と商材開発への取組みとして、中古携帯電話機「エコたん」の販売と買取を開始
平成21年4月	・情報通信ショップ「e-Booom」の再編成により店舗数21店舗に集約し、専門ショップ14店舗と合わせ直営店舗35店舗体制となる

（注）1．平成16年4月1日の電気通信事業法改正に伴い、電気通信事業者に対する第一種、第二種の区分は廃止されております。

- 2．電話機レンタル、無線呼出サービス（ポケットベル）の代理店業務、および市外電話サービスの取次に関する事業は、現在行っておりません。
- 3．情報通信ショップ（「e-Booomショップ」）とは、全ての移動体通信事業者の商品と電話加入権の販売を始めとする固定通信サービスの取扱い、並びに中古携帯電話機の販売と買取を行う店舗であります。
- 4．専門ショップには、「ドコモショップ」、「ソフトバンクショップ」、「auショップ」および「ウィルコムカウンター」の4つの移動体通信事業者ブランドによる店舗があります。
- 5．「エコたん」とは、2次利用で環境にやさしい「エコロジー端末（たんまつ）」、安価で経済的な「エコノミー端末（たんまつ）」の意味合いを持った造語であり、当社独自の商標であります。

3【事業の内容】

当社の事業内容は、携帯電話等の移動体通信端末の販売を中心とする移動体通信関連事業および電話加入権等の固定電話サービスの取扱いを中心とする固定通信関連事業となっております。

(1) 移動体通信関連事業

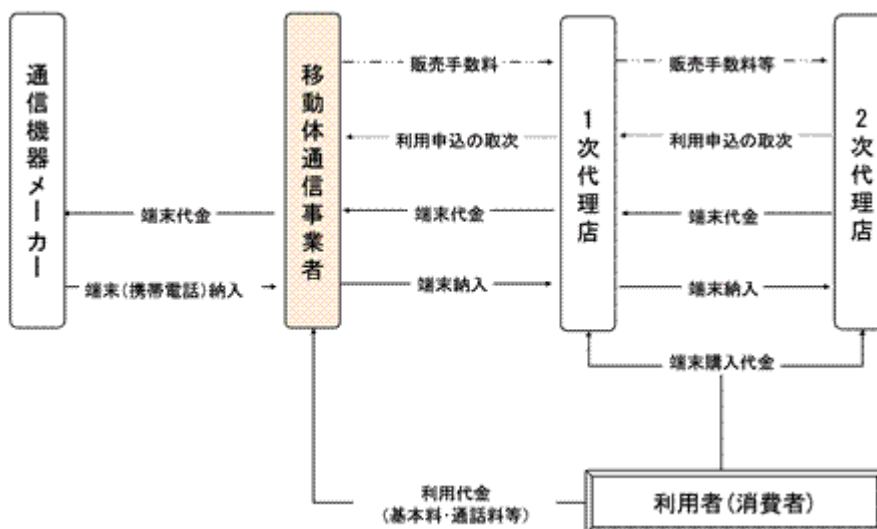
当事業は、大きく分けて移動体通信サービスの利用申込取次業務と移動体通信端末販売業務の2つから成り立っております。移動体通信サービスの利用申込取次業務とは、当社と移動体通信事業者または1次代理店と締結している代理店契約に基づき、ユーザーに対して各移動体通信事業者が提供する通信サービスの利用申込の取次ぎを行う業務であり、移動体通信端末販売業務とは、ユーザーが利用申込した通信サービスの提供を受けるための移動体通信端末を販売する業務のことをいいます。

当社は、移動体通信事業者または1次代理店から移動体通信端末を仕入れ、ユーザーからの移動体通信端末を使用するための移動体通信サービスの利用申込を移動体通信事業者に取次ぎ、ユーザーへの移動体通信端末の販売を行っております。

また、ユーザーからは移動体通信端末代金を、移動体通信事業者等からは取次いだ利用申込の成立に応じて販売手数料等を収受しております。移動体通信端末の販売チャネルとしては、主として当社が直接運営する「直営店」および当社と業務委託契約を締結している「業務委託店」があり、不特定多数の顧客に販売しております。また、直営店には複数の移動体通信事業者の商品およびサービスを取扱う「情報通信ショップ」と、特定の移動体通信事業者の商品およびサービスを取扱う「専門ショップ」があり、専門ショップにおいては移動体通信事業者の既存顧客に対するアフターサービスの業務も行っております。

なお、当事業におきましては、ユーザーに対し、一部の移動体通信事業者や移動体通信端末機器の機種について、仕入価格を下回る価格で移動体通信端末機器を販売しておりますが、当社が取次ぐ利用申込の成立に応じて受取る販売手数料等を原資として利益を確保しております。

[移動体通信端末の流通ルート]

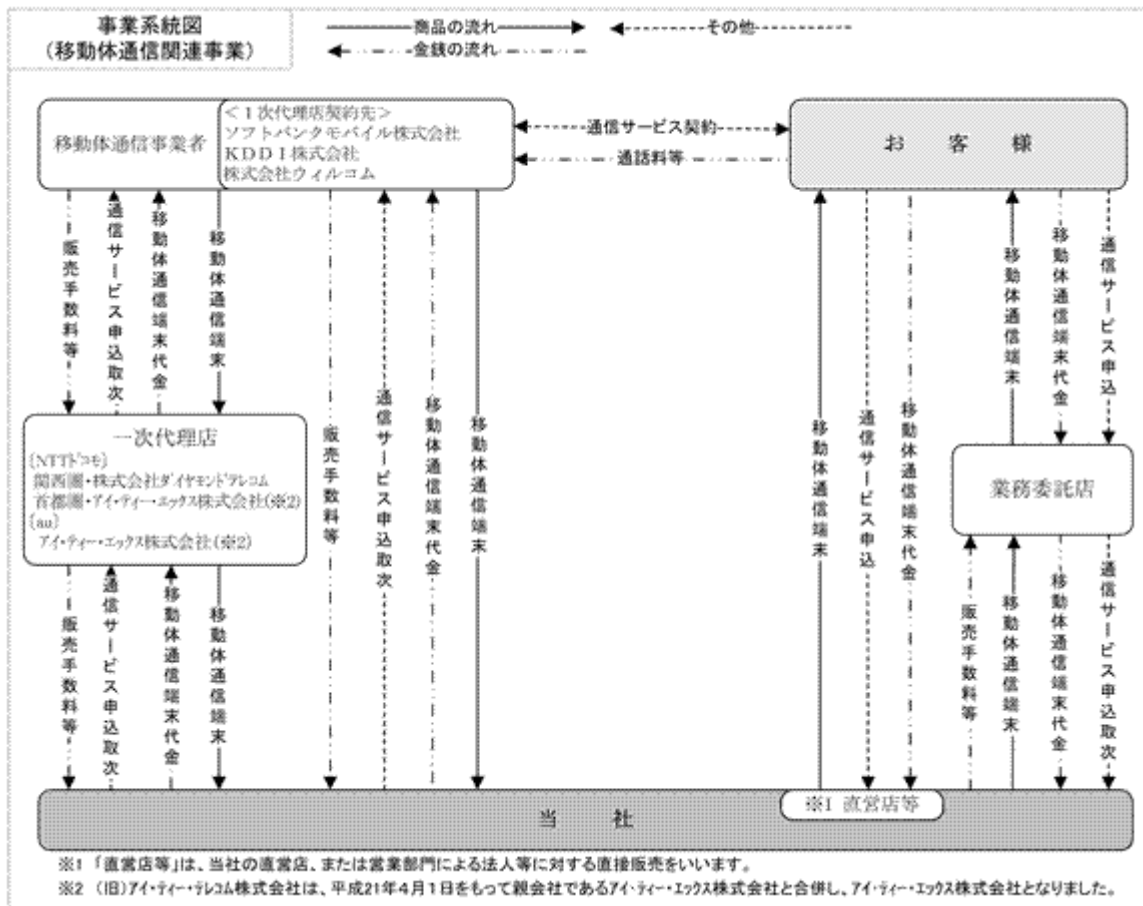


[販売手数料等の種類]

種 類	内 容
基本手数料	端末販売台数等に応じて受取る手数料
基本インセンティブ	機種にかかわらず、端末を販売することに受取る手数料
数量インセンティブ	販売台数に応じて基本インセンティブに加算される手数料
特別インセンティブ	機種別や店舗別に設定された目標販売台数をクリアすること等、上記インセンティブに該当しない要因で受取る手数料
継続手数料	自社経由で販売された端末ユーザーが携帯電話事業者を支払う基本料金および通話料に応じた手数料

(注) その他、アフターサービスに対する手数料等があります。

移動体通信関連事業における事業系統図は、次のとおりです。



(2) 固定通信関連事業

当事業は、電話加入権が不要になった不特定多数の顧客から電話加入権を買取り、これを必要な顧客に廉価で販売する事業であります。販売に関しましては、当社直営店のWEBサイト (<http://www.denwa-hiku.com>) だけでなく、家電量販店等と申込取次契約等を締結し全都道府県にわたる販売網を構築しております。電話加入権があれば電話回線はNTTのサービス地域なら全国どこでも設置でき、中古回線といえども権利を譲渡するだけですので商品が劣化する恐れはありません。不要になった電話加入権を売りたい人、必要になった電話加入権を買いたい人が、「便利に、円滑に、安全に」取引できる仕組みを確立しております。

また、NTT地域会社（東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社）、NTTコミュニケーションズ株式会社、およびNCC系固定通信事業者等（注）1の電気通信事業者と代理店契約等を締結しており、電話加入権を販売する際にお客様から付加サービス（キャッチホン、ナンバーディスプレイ等）やマイライン登録、DSL等（注）2の取次を行うことにより、取次手数料を得ることができる仕組みとなっております。

最近におきましては、FTH（注）3、直収電話サービス等（注）4の電話加入権料（施設設置負担金）を不要とする固定通信サービスが増加しており、これらの新しい固定通信サービスを提供する固定通信事業者と代理店契約等を締結することで、当該固定通信サービス申込の取次を行うことにより、前述と同様に取次手数料を得ることができる仕組みとなっております。

（注）1．NCC系固定通信事業者とは、1985年4月に電気通信事業が自由化されて以降、新しく第一種電気通信事業に参入した事業者をいいます。

2．DSLとは、「Digital Subscriber Line」の略で、電話線を使って高速なデジタルデータ通信を行う技術をいいます。

3．FTHとは、「Fiber To The Home」の略で、各家庭に光ファイバーを直接引き込み、高速の通信環境を提供するサービスをいいます。

4．直収電話サービスとは、NCC系固定通信事業者がNTT地域会社から電話の加入者線設備自体を借受け、基本料金を含む全ての電話サービスをNCC系固定通信事業者にて提供するサービスをいいます。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

当社では、事業部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

平成21年4月30日現在

事業部門別	従業員数(人)
移動体通信関連事業	47 (196)
固定通信関連事業	8 (11)
その他の事業	2 (0)
管理部門	11 (1)
合計	68 (208)

(注) 1. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数(パート・アルバイト社員、派遣社員)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 従業員数には、契約社員および嘱託社員を含んでおります。なお、当社から社外への出向者はありません。

平成21年4月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
68 (208)	34.1	6.29	4,578,099

(注) 1. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数(パート・アルバイト社員、派遣社員)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当事業年度におけるわが国経済は、期の前半から弱含みで推移し、さらに秋以降には、米国に端を発した金融不安による市場の混乱とそれに伴う実体経済への影響が深刻化したことにより、企業収益は大幅に減少し設備投資の抑制や雇用情勢の悪化による個人消費の低迷等、国内景気の状況は、非常に厳しい状態で推移いたしました。

当社の属する通信業界におきましては、主力事業である移動体通信分野において、平成21年4月末の携帯電話・PHS等、移動体通信サービスへの累計加入契約件数(注)1は112,394千件と国内人口に対する普及率が推計で87.7%に達したことから、当事業年度における移動体通信サービスへの加入数は、新規加入から解約を差し引いた純増数で、4,804千件と前年同期の5,384千件の増加に対し579千件(10.8%減)減少となりました。

また、移動電話の国内出荷台数実績(注)2では、各移動体通信事業者において順次導入された割賦販売制度や低廉な通信料金の設定が可能な「新料金プラン」等、販売方法の変更による買換サイクルの長期化と景気悪化に伴う消費マインドの低下が国内出荷実績の減少に拍車をかけ、平成20年4月から平成21年3月末において、携帯電話およびPHSを合わせた国内出荷台数では35,853千台と前年同期に比べて30.7%減少する等、事業環境は一層厳しい状況となりました。

固定通信分野におきましても、F T T H(注)3や、D S L(注)4の普及と共に、回線利用の中心は、従来からの一般加入電話に代表される音声利用からインターネットの利用を始めとする高速大容量のデータ通信へとシフトし、これらブロードバンド回線設備の社会への普及と共にナローバンド回線からの切り替え等、固定通信市場は急速に成熟化しつつあります。(注)5

このような事業環境の中、当社の主力である移動体通信関連事業におきましては、割賦販売制度の普及に伴う端末価格の上昇と長期利用者への低廉な通信料金設定や各種割引サービスの適用に伴う顧客の囲い込み等、買換サイクルの長期化に伴う販売機会の急激な減少に直面する事態となりました。

当社におきましては、このような急激な事業環境の変化への対応として、業績改善の見通しが立て難い店舗の閉店や売却、並びに営業時間の短縮を始めとする運営コストの削減等、直営店舗のリエンジニアリングに努めてまいりました。

また、固定通信関連事業では、高速大容量通信向けF T T Hサービスの普及に伴い、主力商品である「A D S L付き電話加入権」のセット販売においても、販売回線数の減少と共に売上高の低下が予測されることから、固定通信分野の主流となったF T T Hサービスへの加入促進に注力してまいりました。

その他の事業分野におきましては、主力である移動体通信関連事業に派生する新たな収益源の確保を目的に、平成20年11月より中古携帯電話機「エコたん(注)6」の取扱いを開始いたしました。

中古携帯電話機「エコたん」の取扱いは、直営店舗である「e - B o o o M : (イーブーム)」ショップにおいて、販売・買取りコーナーを新たに増設すると共に、中古携帯電話機の在庫確保を目的とした大手家電量販店との協業や、端末機器の品質維持に向けたクリーニングの質の向上と合わせ、中古商品に対する店舗スタッフの教育等、中古携帯電話機の販売強化に向け注力してまいりました。

これらの結果、当事業年度における経営成績は、移動体通信関連事業および固定通信関連事業、並びにその他の事業に分類される中古携帯電話機の販売を合わせ、売上高7,665百万円と前事業年度の売上高15,586百万円に比べ7,921百万円、50.8%の大幅な減少となりました。

営業利益につきましては、業績改善の見通しが立て難い首都圏の5店舗、関西圏の2店舗の合計7店舗を閉店し、首都圏の1店舗を売却することによりコストの削減に努めつつ、新たな収益源である中古携帯電話機「エコたん」の取扱いに注力してまいりましたが、主力である移動体通信関連事業での売上高減少を補うことができず営業損失180百万円(前事業年度は19百万円の営業損失)となりました。

また、経常利益につきましては、営業外収益において首都圏で取扱う移動体通信事業者の追加に伴う一次代理店からの営業支援金収入70百万円を含め、合計127百万円の営業外収益があったものの経常損失72百万円(前事業年度は16百万円の経常損失)となりました。

当期純利益につきましては、首都圏の1店舗の賃借時に差し入れておりました保証金について、貸主の変更により不要となった貸倒引当金の戻入23百万円を特別利益に計上しました。しかし、店舗固定資産の減損処理および経営資源の効率的な再配分を意図しての店舗閉鎖に伴う賃貸契約解約損や固定資産除却損等、特別損失を計上したことにより、当期純損失136百万円(前事業年度は188百万円の当期純損失)となりました。

- (注) 1. 携帯電話およびPHSの累計加入契約者数および純増数並びに国内人口に対する普及率は、社団法人電気通信事業者協会のホームページから引用。
2. 携帯電話およびPHSの移動電話国内出荷台数実績は、社団法人電子情報技術産業協会のホームページから引用。
3. F T T Hとは、「Fiber To The Home」の略で、各家庭に光ファイバーを直接引き込み、高速の通信環境を提供するサービスをいいます。
4. D S Lとは、「Digital Subscriber Line」の略で、電話線を使って高速なデジタルデータ通信を行う技術をいいます。
5. ブロードバンドとは、光ファイバーやD S L等、概ね500kbps以上の通信速度を持つ通信回線を指し、ナローバンドとは、128kbps以下の通信速度を持つ回線をいいます。
6. 「エコたん」とは、2次利用で環境にやさしい「エコロジー端末(たんまつ)」、安価で経済的な「エコノミー端末(たんまつ)」の意味合いを持った造語であり、当社独自の商標であります。

(移動体通信関連事業)

移動体通信関連事業におきましては、各移動体通信事業者において順次導入された割賦販売制度の普及に伴う端末価格の上昇と長期利用者への低廉な通信料金設定や各種割引サービスの適用に伴う顧客の困り込み等、買換サイクルの長期化に伴う販売機会の急激な減少に加え、当事業年度末の携帯電話・PHS等の移動体通信サービスへの累計加入契約件数が112,394千件と人口普及率が推計で87.7%に達したことから、同サービスへの新規加入から解約を差し引いた純増数においても4,804千件と前年同期を579千件(10.8%減)下回る等、携帯電話等の販売市場は、非常に厳しい状況でありました。

これら販売方法の大幅な変更に伴う影響は、特に複数の移動体通信事業者の製品・サービスを取扱う情報通信ショップ「e - B o o o M」において顕著に現れ、このような急激な事業環境の変化に対応すべく抜本的な対策として、店舗のリエンジニアリングに努めてまいりました。

しかしながら、リエンジニアリングに伴う首都圏5店舗、関西圏2店舗を閉店や首都圏1店舗の売却等、販売拠点8箇所の減少に加え、販売制度変更に伴う端末価格の上昇と国内景気の後退による消費マインドの低下、また一部の移動体通信事業者とのインターネットを利用したW E B販売の終了等により、売上高、販売台数共に前事業年度を大幅に下回ることとなりました。

この結果、当事業年度における売上高は7,332百万円(販売台数108千台)と前事業年度における売上高14,995百万円(販売台数244千台)に比べ7,663百万円(販売台数136千台)減少、率にして51.1%(販売台数55.7%減)の大幅な減少となりました。

(固定通信関連事業)

固定通信関連事業におきましては、主力商品である「A D S L付き電話加入権」のセット販売は、光ファイバーサービス網の社会への普及と共に減少傾向にあり、一般の加入電話等のナローバンド回線からの切り替えを含め市場全体が急速に成熟化しつつあることから、自社のコールセンターを活用したF T T Hサービスの獲得に注力してまいりました。

しかしながら、F T T Hサービスの獲得状況は、A D S Lサービスからの切り替えが一巡しつつあることや国内景気の悪化にともなう消費マインドの低下と共に減少し、売上高は46百万円(契約数2千件)と前事業年度の売上高57百万円(契約数3千件)に比べ11百万円(契約数1千件減)減少、率にして20.0%(契約数22.2%減)の減少となりました。

また、「A D S L付電話加入権」のセット販売は、家電量販店を始めとする取次店およびインターネットによるW E B販売での販売数が減少したことにより、売上高は161百万円(販売回線数11千回線)と前事業年度の売上高337百万円(販売回線数25千回線)に比べ176百万円(販売回線数13千回線減)減少、率にして52.2%(販売回線数53.6%減)の減少となりました。

この結果、固定通信関連事業全体で、売上高207百万円と前事業年度における売上高394百万円に比べ187百万円、47.5%の減少となりました。

(その他の事業)

その他の事業におきましては、従来からの新規需要や機種変更需要等による端末機器の販売に加え、新たな分野、新たな商材への取組みとして、平成20年11月より中古携帯電話機の販売と買取りに注力してまいりました。

中古携帯電話機「エコたん」は、首都圏および関西圏の情報通信ショップ「e - B o o o M」の22店舗において、当社独自の新しい商材としての位置付けのもと端末機器の販売を手始めに、同機器の買取りコーナーの増設や中古携帯電話機の在庫確保を目的とした大手家電量販店との協業を実施しつつ、買取り時における査定方法等についてスタッフへの教育研修や、これらの専門知識を持った従業員の効率的な配置を行う等、事業基盤の強化に取り組んでまいりました。

しかしながら、「エコたん」を始めとする中古携帯電話機の販売や、従来からの店舗空きスペースを利用した「ワンコイン・フィットネス」は比較的順調に推移したものの、一方では移動体通信関連事業における端末機器の大幅な販売台数減少に伴い、各種の携帯コンテンツへの加入数が低下したことから、当事業年度における売上高は125百万円と前事業年度における売上高196百万円に比べ70百万円、率にして35.9%の減少となりました。

なお、事業部門別の売上高の内訳は次表のとおりとなっております。

事業部門別売上高の内訳

	平成19年4月期		平成20年4月期		平成21年4月期	
	金額 (百万円)	構成比(%)	金額 (百万円)	構成比(%)	金額 (百万円)	構成比(%)
売上高	14,873	100.0	15,586	100.0	7,665	100.0
移動体通信関連事業	14,006	94.1	14,995	96.2	7,332	95.7
通信機器販売	3,219	21.6	6,701	43.0	4,224	55.1
受取手数料収入	10,786	72.5	8,293	53.2	3,108	40.6
固定通信関連事業	692	4.7	394	2.5	207	2.7
電話加入権販売	239	1.6	151	1.0	67	0.9
受取手数料収入	453	3.1	242	1.5	139	1.8
その他の事業	173	1.2	196	1.3	125	1.6
その他の商品売上高	131	0.9	86	0.6	84	1.1
その他の手数料収入	42	0.3	110	0.7	41	0.5

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ231百万円増加し、329百万円(前事業年度末の現金及び現金同等物の期末残高は98百万円)となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度の営業活動の結果、獲得した資金は187百万円となりました。これは主として、税引前当期純損失129百万円、仕入債務の減少302百万円及び短期解約返戻引当金の減少38百万円を、売上債権の減少426百万円及び棚卸資産の減少193百万円によるキャッシュの増加が上回ったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度の投資活動の結果、獲得した資金は222百万円となりました。これは、主として、差入保証金の差入による支出が26百万円あったものの、差入保証金の返還による収入が228百万円、固定資産の売却による収入が49百万円あったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度の財務活動の結果、使用した資金は178百万円となりました。これは主として、社債の償還による支出が120百万円、長期借入金の返済による支出が80百万円あったことによるものです。

2【仕入及び販売の状況】

(1) 仕入実績

当事業年度の仕入実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	第21期 (自 平成20年 5月 1日 至 平成21年 4月30日)		前年同期比(%)
	金額(千円)	割合(%)	
移動体通信関連事業 (千円)	5,664,864		45.2
固定通信関連事業 (千円)	22,913		36.5
その他の事業 (千円)	16,409		33.7
合計 (千円)	5,704,188		45.1

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

当事業年度の販売実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	第21期 (自 平成20年 5月 1日 至 平成21年 4月30日)		前年同期比(%)
	金額(千円)	割合(%)	
移動体通信関連事業 (千円)	7,332,629		48.9
固定通信関連事業 (千円)	207,139		52.5
その他の事業 (千円)	125,944		64.1
合計 (千円)	7,665,713		49.2

(注) 1. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	第20期 (自 平成19年 5月 1日 至 平成20年 4月30日)		第21期 (自 平成20年 5月 1日 至 平成21年 4月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
	ソフトバンクモバイル株式会社	6,290,942	40.4	2,378,137
アイ・ティー・エックス株式会社	2,098,896	13.5	1,969,343	25.7
株式会社ダイヤモンドテレコム	4,305,939	27.6	1,812,611	23.6

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社を取り巻く環境は、主力である移動体通信関連事業において、割賦販売制度の普及に伴う端末価格の上昇と長期利用者への低廉な通信料金設定や各種割引サービスの適用に伴う顧客の囲い込み等、買換サイクルの長期化に伴う販売機会の急激な減少により、今後も厳しい状況が続くものと思われま

当社は、このような事業環境の中、当事業年度において、売上高は7,665百万円と前事業年度の売上高15,586百万円に比べ7,921百万円の大幅な減少となると共に、営業損失180百万円、経常損失72百万円、当期純損失136百万円と前事業年度末と同様に大幅な損失を計上いたしました。

このような状況を踏まえ早期に業績の回復を図るべく、以下の事項を今後の課題と認識し対処してまいります。

(1) 移動体通信関連事業

移動体通信関連事業におきましては、市場は成長期から成熟期へと移行していることを再認識し、市場規模の拡大に主眼を置いた従来の戦略から、既存の移動体通信利用者の獲得に主眼を置いた戦略へとシフトしてまいります。

その一環として、当社の直営店舗である情報通信ショップ「e-BooOM」において、サービスの終了が間近な第二世代移動体通信端末機器からの買換需要の獲得や、法人・個人の2台目需要への対応を強化しつつ、合わせて各移動体通信事業者ブランドによる「専門ショップ」のみに認められた独自の各種付加サービスの獲得に注力してまいります。

これらの施策の実行に当たっては、多様化する顧客のニーズに対し、的確な商品を適時に提供できる体制を構築することが課題であると認識しており、これに対処するため直営店舗においては、各種通信サービスに対する取扱領域の多様化を図る等、対応を行ってまいります。

(2) 中古携帯電話機の取扱い

中古携帯電話機の取扱いを推進するに当たっては、買取り時における端末機器の個人データ消去等、独自のノウハウが必要な他、古物営業法に定められた手続きを経て始めて取扱いが可能となるため、古物営業法や個人情報保護法等、コンプライアンス教育を含めた高度な専門知識を持った従業員の育成の他、既存携帯電話の仕入れに相当する中古携帯電話機の安定的な確保を目的とした仕入元チャネルの整備が重要な課題であると認識しております。

当社といたしましては、これらの課題に対処するため、情報通信ショップ「e-BooOM」の各店舗においては、販売スペース並びに買取りコーナーの拡充を図ると共に、スタッフの教育研修に注力する等、専門知識を持った従業員の効率的な配置と共に、引き続き他社との協業等を含め、中古携帯電話機の供給元の開拓、整備を行う方針であります。

(3) 固定通信関連事業

固定通信関連事業におきましては、主力商品である「ADSL付き電話加入権」のセット販売は、光ファイバーサービス網の社会への普及と共に減少傾向にあり、一般の加入電話等のナローバンド回線からの切り替えを含め市場全体が急速に成熟化しつつあります。

当社におきましては、このような状況の中、今後も減少を続けるDSL市場につきましては、販売コストの低廉なインターネットでのWEB販売を中心とした「ADSL付き電話加入権セット」の取扱いを行いつつ、自社コールセンターの効率的な活用を持って、FTTH等の光回線の取扱いを拡大することで、取扱い領域の多様化を計りながら固定通信に関する総合的なサービス提供事業へと転換を図る方針であります。

4【事業等のリスク】

1. 以下においては、当社の事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主要な事項について記載を行っております。また、その他の事項であっても、投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示を行っております。

当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合には適切な対応に努める方針であります。投資判断を行われるにあたっては本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日（平成21年7月31日）現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 当社の収益構造について

当社の事業別の売上高構成は下記のとおりとなっており、売上高全体に占める移動体通信関連事業の構成比が、平成19年4月期 94.1%、平成20年4月期 96.2%、平成21年4月期 95.7%と相対的に高いものとなっております。

当社では今後、情報通信ショップ「e-Booom」並びに、直営のインターネットを利用した通信販売サイト「e-Booom : <http://www.ebooom.com/>」において、中古携帯電話機「エコたん」の取扱いを強化しつつ、合わせて、情報通信ショップと「コールセンター」での、DSLやFTTHを始めとするブロードバンドサービスの取扱いに注力することにより、移動体通信関連事業以外の収入の獲得を推進していく方針であります。

当面は、売上高全体に占める移動体通信関連事業の売上構成比が高い状態が継続するものと考えられ当社業績は移動体通信関連事業の業績に大きな影響を受けており、同事業の業績が悪化した場合、当社業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

一方、利益面から見た場合、移動体通信関連事業は相対的に利益率が低く、固定通信関連事業やその他の事業に分類される中古携帯電話機「エコたん」は、相対的に利益率が高いものとなっており、利益面における移動体通信関連事業への依存度は低下します。

また、近年は移動体通信端末機器の高性能・高機能化等により端末仕入価格が上昇する傾向にありますが、同業者間との競合等の影響により仕入価格の上昇分を十分に販売価格に転嫁しにくい状況となっており、移動体通信関連事業の利益率については低下する傾向となっております。今後、移動体通信関連事業の利益率の悪化による利益の減少分を他事業の利益の増加分で補うことができなかつた場合、当社業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

	平成19年4月期		平成20年4月期		平成21年4月期	
	金額 (百万円)	構成比(%)	金額 (百万円)	構成比(%)	金額 (百万円)	構成比(%)
売上高	14,873	100.0	15,586	100.0	7,665	100.0
移動体通信関連事業	14,006	94.1	14,995	96.2	7,332	95.7
通信機器販売	3,219	21.6	6,701	43.0	4,224	55.1
受取手数料収入	10,786	72.5	8,293	53.2	3,108	40.6
固定通信関連事業	692	4.7	394	2.5	207	2.7
電話加入権販売	239	1.6	151	1.0	67	0.9
受取手数料収入	453	3.1	242	1.5	139	1.8
その他の事業	173	1.2	196	1.3	125	1.6
その他の商品売上高	131	0.9	86	0.6	84	1.1
その他の手数料収入	42	0.3	110	0.7	41	0.5

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 移動体通信関連事業の運営上のリスクについて

同事業の事業モデルについて

当社の移動体通信関連事業では直営店を主たる販売チャネルとして移動体通信端末機器の販売を行っておりますが、移動体通信端末機器はメーカーから直接仕入れているのではなく、移動体通信事業者がメーカーから一括して買い上げ一次代理店に卸しており、当社においては移動体通信事業者や一次代理店から移動体通信端末機器を仕入れております。また、移動体通信端末機器については、主に一般消費者に販売を行っており、移動体通信サービスの申し込み取次ぎにかかる対価として移動体通信事業者や一次代理店から基本手数料や継続手数料等の受取手数料を収受しております。

移動体通信端末機器の値引販売について

当社においては、移動体通信事業者や一次代理店から収受する受取手数料を原資として、一部の移動体通信事業者や移動体通信端末機器の機種について、仕入価格を下回る価格で移動体通信端末機器を販売しておりますが、受取手数料の料率等の支払条件は移動体通信事業者や一次代理店と当社との交渉で決定されるため、受取手数料収入の売上高は移動体通信事業者や一次代理店の手数料政策に影響を受けます。また、受取手数料の料率等の支払条件は毎月見直しが行われており、支払条件の変更頻度が高いものとなっております。

業界における一般的な傾向として受取手数料率は近年低下する傾向にあります。将来において手数料率が現状よりも引き下げられた場合、当社は利益を確保するため販売価格の引き上げを行う必要があります。しかしながら、携帯電話・PHSの累計加入者数は平成21年4月末現在において112,394千件を超え、新規加入の需要については鈍化し、競合他社との競争が激化しており、価格競争等により手数料率の引き下げ分を十分に販売価格に転嫁することが出来ない可能性があり、利益率が悪化する可能性があります。また、販売価格を引き上げた場合においては、顧客の購買意欲が減退することにより販売台数が減少し、売上高が減少する可能性があります。その場合、当社業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(注) 上記の携帯電話の加入者数は、社団法人電気通信事業者協会のホームページから引用

手数料体系の変化について

受取手数料収入には主に基本手数料と継続手数料とがあり、基本手数料は販売台数等に応じて支払われる手数料で、販売した時点で売上高に計上されます。また、継続手数料は当社経由で販売された端末のユーザーが移動体通信事業者を支払う基本料金および通話料に応じて支払われる手数料であり、当該ユーザーが契約を継続している間、最長で6年間支払われることとなります。現在の手数料体系はこのようなものとなっておりますが、今後この手数料体系が変化した場合、場合によっては受取手数料が減少する可能性があり、当社業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

今後において、移動体通信事業者や一次代理店の手数料政策が大幅に変更され、手数料体系が変更されたり手数料率が低下し、当社業績に悪影響を及ぼす可能性については否定できません。当社は移動体通信事業者や一次代理店の手数料体系が変更された場合、その手数料体系下で最も効率的に収益を獲得できるよう、販売戦略やビジネスモデル等について検討していく方針であります。移動体通信事業者や一次代理店の手数料政策の変化の方向性や影響は予測し難く、また当社がそれに適切に対応できるかどうか不明であります。当社の収益構造が大幅に変化する可能性や営業政策の大幅な変更を余儀なくされる可能性があり、当社業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

需要の減少について

移動体通信関連事業につきましては、近年の普及率の上昇に伴い携帯電話等の新規加入需要が減少傾向にあり機種変更需要や他の移動体通信事業者への乗換需要が中心となっております。デザインや機能面で消費者にとって魅力ある端末・サービスが継続的に市場に投入されなかった場合は需要が減退し、当社業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

短期解約時の手数料の返戻について

当社が顧客に対し移動体通信端末機器を販売後、一定期間（概ね4ヶ月から6ヶ月）以内に顧客が解約を行った場合、当社は移動体通信事業者や一次代理店に対し、当該顧客への販売に係る当社が受け取った基本手数料の一部について、契約から解約までの期間に応じて返還しなければならない契約となっております。将来において何らかの理由により各移動体通信事業者との間において取り決められた一定期間以内の短期に解約する顧客が急増した場合は、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社では顧客が一定期間以上利用することを前提に販売価格を設定しており、顧客が各移動体通信事業者との間において取り決められた一定期間以内の短期に解約を行った場合は、赤字の取引となってしまう可能性があります。当社では顧客に対して無理な販売は行わないことや、長期契約割引サービスの加入を促進することで短期解約の防止に努めてはおりますが、一定期間以内の短期に解約する顧客が急激に増加した場合、利益率が悪化し、当社業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、短期解約による返戻金を合理的に見積ることにより、短期解約返戻金見込額を引当計上しております。

主要な販売先について

当社の主要な販売先は下記のとおりとなっております。NTTドコモの一次代理店であり当社の関西圏において同社の製品を供給する株式会社ダイヤモンドテレコムおよび首都圏において同社の製品を供給するアイ・ティー・エックス株式会社（ ）並びに、エーユーの一次代理店であり同社の製品を当社の関西圏と首都圏に供給するアイ・ティー・エックス株式会社（ ）と当社が一次代理店であるソフトバンクモバイル株式会社への売上高が相対的に大きいものとなっております。

これら3社に対する売上高の内容は、主として移動体通信関連事業における移動体通信端末機器の割賦販売に伴う機器代金と受取手数料収入であり、3社に対する売上高が大きくなっているのは、移動体通信端末機器の販売において、NTTドコモ製品やエーユー製品、ソフトバンクモバイル製品の取扱高が大きいことによります。

当社では情報通信ショップの出店を中心としており、特定の移動体通信事業者での専門ショップの出店に注力する戦略は採ってはおりませんが、顧客ニーズに合った製品の提供を行った結果、これら3社に対する売上高が高まったものであります。

相手先	第20期 (自 平成19年5月1日 至 平成20年4月30日)		第21期 (自 平成20年5月1日 至 平成21年4月30日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
ソフトバンクモバイル株式会社	6,290	40.4	2,378	31.0
アイ・ティー・エックス株式会社()	2,098	13.5	1,969	25.7
株式会社ダイヤモンドテレコム	4,305	27.6	1,812	23.6

(旧)アイ・ティー・テレコム株式会社は、平成21年4月1日をもって親会社であるアイ・ティー・エックス株式会社と合併し、アイ・ティー・エックス株式会社となりました。

なお、上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 固定通信関連事業の運営上のリスクについて

同事業の事業モデルについて

当社の固定通信関連事業では家電量販店等を主たる販売チャネルとして、主に電話加入権（ 1 ）の販売を行っており、売上は電話加入権販売と受取手数料収入から構成されています。電話加入権とは施設設置負担金を支払うことで得られる加入電話サービス（ 2 ）の提供を受けられる権利を言いますが、当社ではこの電話加入権を仕入れて販売しており、仕入価格と販売価格の価格差が当社の利益となっております。また、主に電話加入権の販売時に、付加サービス（キャッチホン、ナンバーディスプレイ等）やマイライン登録、ADSL等を受注し、これを固定通信事業者に取り次ぐことにより固定通信事業者から受取手数料等を収受しております。

また、ソフトバンクテレコム株式会社（旧 日本テレコム株式会社）等のNTT以外の固定通信事業者が直収電話サービスを開始し、当社はこれらの固定通信事業者と代理店契約等を締結し、当該サービスの申込を取り次ぐことにより、受取手数料等を収受しております。

1 電話加入権とは

一般電話回線を引く場合、NTT地域会社に対して施設設置負担金（36,000円、税抜き）等を支払い、加入電話契約を締結する必要があります。施設設置負担金とは加入者回線部分の新規架設工事に要する費用であり、施設設置負担金を支払うことにより契約者は加入電話契約に基づいて加入電話の提供を受ける権利を得られます。この権利のことを一般的に電話加入権と呼んでおります。電話加入権は譲渡が可能であり、経済的価値を有していると考えられることから、売買の対象とされ質権設定の対象にもなっております。

2 加入電話サービスを受けるには

消費者が一般電話回線を引く場合、現時点においては以下の5通りの方法が考えられます。

- a) NTT地域会社に対して施設設置負担金を支払い加入電話契約を締結する。
- b) 当社のような電話加入権売買業者を通じて電話加入権を購入する。
- c) 施設設置負担金は不要だが月額基本料金が通常よりも250円（税抜き）高いライトプランを申し込む。
- d) ソフトバンクテレコム株式会社（旧 日本テレコム株式会社が平成18年10月1日に社名変更）、KDDI株式会社等のNTT以外の固定通信事業者が提供する直収電話サービスを申し込む。
- e) NTT地域会社、電力会社系固定通信事業者等が提供する光ファイバーを利用した電話サービスを申し込む。

前述のように、一般電話回線を引く場合、NTT地域会社に対して施設設置負担金等を支払い加入電話契約を締結する方法がありますが、電話加入権については譲渡可能なことから電話加入権売買業者を通じて電話加入権を購入し、加入電話契約を締結することもできます。また、施設設置負担金を不要とする代わりに毎月の基本料金を上乗せするライトプランがデジタル電話回線については平成9年から、アナログ電話回線については平成14年から提供されており、同プランに申し込むことで加入電話サービスの提供を受けることも可能です。

さらに、現在はNTT以外の固定通信事業者が提供する直収電話サービスを申し込むことで、NTT地域会社が提供する加入電話サービスと同等のサービスの提供を受けることが可能となっております。

施設設置負担金の廃止について

加入電話サービス申し込み時にNTT地域会社に支払う施設設置負担金の意義は、元来加入電話の早期普及のための設備投資資金の調達にありましたが、既に電話網が全国に整備された今日においては新規架設は減少しており、その意義は失われつつあります。また、加入時の費用が高いことが新規加入や回線増設を妨げている可能性も指摘されております。特に近年、急速に普及した携帯電話・PHS等移動体電話の加入コストは比較的安価であり、施設設置負担金の加入コストの割高なことが目立ってきており、携帯電話のみで十分とする消費者も増加しております。このような現状を踏まえて平成16年10月19日に情報通信審議会から総務省に対し、「平成17年度以降の接続料算定の在り方について」という答申が提出されました。答申によると施設設置負担金は既に本来の意義を失っており、NTT東西が今後の競争環境へ対応するための料金戦略として廃止も選択肢とした見直しを行いたい場合については容認すべきであるとの考えが提示されています。これを受けて、NTT東西では施設設置負担金をこれまでの72,000円（税抜き）から36,000円（税抜き）へ、ライトプランの加算額をこれまでの月額640円（税抜き）から250円（税抜き）へ平成17年3月1日より値下げしております。電話加入権は加入電話契約を解除しても返還はされないものとされていることや、電話加入権は減価償却のできない無形固定資産として企業の貸借対照表上に計上されていること、多くの一般家庭に保有されていることを勘案すると、施設設置負担金の廃止に当たっては社会的な影響が大きいことが予想されますが、十分な周知期間や段階的な廃止等、一定の配慮がなされた上で将来的には廃止されるものと考えられます。

電話加入権の売買価格の推移について

電話加入権の売買取引価格は、平成17年3月1日からの施設設置負担金引下げの動きを受けて、低下する傾向となっております。しかしながら、当社では販売価格の水準や今後のトレンドを勘案して仕入価格を決定しており、販売価格に合わせて仕入価格についても低下させ、利益を確保しております。ただし、将来において電話加入権の価値が当社の予測よりも急激に低下した場合、当社が保有している電話加入権の在庫の平均単価と販売価格の価格差が縮小する可能性や在庫の平均単価よりも販売価格を下げざるを得なくなる可能性があります、当社業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

施設設置負担金の廃止による収益への影響について

施設設置負担金の廃止の動向については上記のとおりであります。施設設置負担金廃止後は、当社固定通信関連事業における電話加入権販売の収益は消失することとなります。

また、施設設置負担金が廃止されるまでの期間においても、既にNTT以外の固定通信事業者（ソフトバンクテレコム株式会社、KDDI株式会社等）が直収電話サービスの提供を開始しており、これらのサービスは高額な施設設置負担金が不要なうえ、月々の利用料等も割安となっていることから、NTTの提供する加入電話サービスの価格競争力が急速に低下する可能性があり、施設設置負担金の廃止以前にも顧客の需要が著しく減少し、主たる販売チャネルである家電量販店等が電話加入権販売の優先度を下げる等した場合は、電話加入権販売の収益が著しく減少、または無くなる可能性があります。

加えて固定通信関連事業における受取手数料は電話加入権の販売に付随して発生することが多いものとなっておりますので、電話加入権販売の減少に伴って受取手数料についても減少する可能性があります。以上のように施設設置負担金が廃止となること等で固定通信関連事業の収益が減少し、当社業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

今後の対応方針について

施設設置負担金が廃止されたとしてもNTTが行う加入電話サービスが廃止されるわけではなく、NTTの加入電話サービスを利用したい顧客はNTTに加入申込を行う必要があります。また、NTT以外の固定通信事業者もNTTの加入電話サービスと同様の直収電話サービスの提供を開始しております。ADSLを始め各種固定通信サービスの選択や申し込み、開通に至るまでの諸手続きは事業者毎に相違し複雑であることから、固定通信サービスへの加入窓口である家電量販店やADSL事業者等においては顧客の利用場所や利用目的、利用料金等の個別のニーズに応じた固定通信サービスのコンサルティングを実施する場合には、家電量販店やADSL事業者等は当社に業務を委託しております。当社では家電量販店やADSL事業者等の取次店と提携し、取次店から紹介のあった顧客に対して当社コールセンター等を利用して固定通信サービス等のコンサルティングを実施、サービスの申し込みから開通に至るまでの各種手続の処理を代行する業務への取組みを既に開始しており、今後同業務の拡大を計画しております。

このように当社では、これまでの長年にわたる固定通信に関するノウハウの蓄積を活かし、今後は固定通信関連事業を電話加入権販売を核とする事業から、固定通信に関する総合的なサービス提供事業へと転換することにより受取手数料収入を増加させ、電話加入権販売が無くなることによる収益の減少分を確保していく方針であります。しかしながら、このような当社の施策が奏功するか否かについては現時点では不明であり、電話加入権販売の収益が消失することにより、当社業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

電話加入権の仕入について

電話加入権の仕入については、電話加入権が不要になった不特定多数の法人等からの買取という仕入形態を採用しており、これにより当社は安価に電話加入権を仕入れることが可能になっております。具体的には電話加入権を比較的多数保有していると考えられる法人等に対して、不要となった回線の売却を働きかけ、電話加入権の安定的な確保に努めております。

しかしながら、不特定多数の法人等からの買取という仕入形態の特性上、継続して安定的な仕入が行えるとは必ずしも言い難いため、顧客の需要に応じて必要な量の電話加入権が確保できない可能性があります。その場合、販売を抑制せざるを得なくなり、機会損失が発生する可能性があります。また、電話加入権の在庫が不足した場合、同業者から仕入を行うことがありますが、その場合、仕入コストが上昇し利益率が悪化するとともに、当社業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 出店政策について

店舗の形態について

移動体通信端末機器の販売ショップには、「専門ショップ」と呼ばれる特定の移動体通信事業者の製品・サービスのみを取り扱う販売店と複数の移動体通信事業者の製品・サービスを取り扱う「情報通信ショップ」の2種類に分類することができます。専門ショップは表向きはあたかも移動体通信事業者の直営店のような外装となっており、新規申し込みや機種変更申し込みの受付だけでなく、料金収納、故障受付等、アフターサービス拠点としての機能を担っております。一方、情報通信ショップでは複数の移動体通信事業者の製品を取り扱っているため、顧客のニーズに合わせて幅広い商品を提供することができます。専門ショップと情報通信ショップにはそれぞれ上記のような特徴があり、当社では専門ショップと情報通信ショップの両方の出店を行っております。

情報通信ショップにおきましては、当社は従来より、全ての移動体通信事業者の商材および電話加入権等を取り扱う「日本テレホンショップ」を展開してきましたが、平成15年4月期より新しいストアコンセプトである「e-Booom」ブランドでの情報通信ショップの出店を開始し、平成21年4月期末をもって、従来からある「日本テレホンショップ」を情報通信ショップ「e-Booom」への転換を完了いたしました。

情報通信ショップ「e-Booom」は、近年の移動体通信端末機器の高性能・高機能化等により端末仕入価格が上昇傾向にあること、同業者間との競合等の影響により仕入価格の上昇分を十分に販売価格に転嫁しにくい状況であること等により、移動体通信関連事業の利益率については低下する傾向にあります。

当社では、従来からの機能である携帯電話・PHS等の新規および機種変更の受け付けや、電話加入権の販売は無論のこと、FTTHやADSL等のブロードバンドサービスへの加入取次と中古携帯電話機「エコたん」の取扱いを行うことにより、お客様により快適な通信環境と製商品を提案・提供することにより、情報通信に関する新しい生活スタイルを支援することで新たな顧客を誘致し、収益性の向上を図ることを目的としております。

今後の出店政策において、情報通信ショップ「e-Booom」の新規出店に際しては、今後ますます多様化する通信サービスに対し、顧客ニーズを的確に捉えつつ、求めに応じたサービスを適時的確に提供することにより、収益性の向上に努めていきたいと考えております。

しかしながら、このような当社の施策が奏功することを現時点で保証することはできません。

なお、業態別の店舗数の推移は次表のとおりとなっております。

(単位：店)

	平成17年4月期	平成18年4月期	平成19年4月期	平成20年4月期	平成21年4月期
期末店舗数	32	34	40	43	35
専門ショップ	12	11	9	14	14
(取扱事業者)					
NTTドコモ	4	4	4	3	3
ソフトバンク	2	3	4	7	7
ツーカーホン	5	3	-	-	-
エーユー	1	1	1	2	2
ウィルコム	-	-	-	2	2
情報通信ショップ	20	23	31	29	21
(店舗業態)					
日本テレホンショップ	11	9	3	3	-
e-Booomショップ	9	14	28	26	21

(注) KDDI株式会社による株式会社ツーカーホン関西および株式会社ツーカーセルラー東京の吸収合併を理由とする専門ショップの閉鎖方針を受けて、平成18年6月末日をもって、ツーカーステーションえびす橋、ツーカーステーション塚口、ツーカーステーション伊丹西野の3店舗を閉鎖いたしました。

店舗保証金について

当社の直営店の出店については、基本的には土地を購入せず、店舗を賃借する形をとっております。店舗の賃貸借契約の締結にあたっては、貸主に保証金を差し入れることが一般的であります。当社においても平成19年4月期末で857百万円（総資産額の20.1%）、平成20年4月期末で900百万円（同28.9%）、平成21年4月期末で674百万円（同28.5%）の保証金を差し入れております。

差入保証金については当社が当該店舗を退去する際には返還される契約となっておりますが、貸主の財政状態が悪化した場合等においては、保証金の全部又は一部の回収が困難となる可能性があります。

当社では、賃貸借契約を締結する際には貸主の信用調査を十分行うよう努めてはおりますが、保証金の全部または一部の回収が困難となり、貸倒引当金・貸倒損失の計上を余儀なくされるような事態が発生した場合、当社業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

新規出店に伴うリスクについて

専門ショップを出店するにあたっては、移動体通信事業者から物件についての条件が提示され、その条件に合致した物件を確保できた運営会社が専門ショップの運営を受託することができます。当社が出店を希望していても移動体通信事業者の審査を通過しなければならないため、当社の計画通りの時期に出店ができる保証はなく、また当社以外の企業が運営を受託し、当社が出店できなくなる可能性があります。その場合、当社は計画していた売上高を計上できず、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

一方、情報通信ショップの出店に際しても、当社が移動体通信事業者の商材を取り扱う営業拠点を新設や移転、廃止する場合、移動体通信事業者や一次代理店に報告を行う必要があります。当社が新規に情報通信ショップを出店するにあたっては、移動体通信事業者の方針に影響を受ける可能性があります。

また、新規出店を行う場合、出店方針及び出店コンセプトに合致する店舗が見付からない等の理由により、予定よりも出店時期が遅れる可能性や出店中止を余儀なくされる可能性は否定できません。また、近隣に競合店が新規出店する等、事前に予測不可能な外部環境の変化等により、事前に計画していた収益を計上できない可能性があり、場合によっては退店を余儀なくされる可能性については否定できません。これらの場合、当社業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 重要な契約について

移動体通信関連事業における重要な契約について

移動体通信端末機器の販売業務や移動体通信サービス申し込みの取次業務を行うにあたっては移動体通信事業者や一次代理店と代理店契約を締結する必要があり、また代理店契約は移動体通信事業者毎に契約締結する必要があります。

当社が締結している主な代理店契約は以下のとおりであり、契約期間は1年毎の自動更新となっておりますが、契約期間中であっても事前に通知することにより解除が可能な契約となっており、また重要な契約違反があった場合等においては即時解除ができるものとなっております。特に近年、個人情報の漏洩が社会的問題となっているため、移動体通信事業者や一次代理店は契約事項の中でも特に個人情報の管理の徹底については重要視しておりますが、当社の保有する個人情報が何らかの理由により漏洩することとなった場合、移動体通信事業者や一次代理店との契約が打ち切られる可能性があります。

移動体通信事業者や一次代理店との関係は良好で、現時点で契約が解除されるような事実は発生しておらず、当社は今後も契約の遵守に努める方針であります。何らかの理由により契約が継続できなくなり、当該移動体通信事業者の製品やサービスが取り扱えなくなる可能性については否定できません。また、契約の継続ができなかった場合や当社が契約の継続を行わなかった場合、移動体通信事業者や一次代理店から収受していた継続手数料についてもその時点で支払いが打ち切られます。その場合、売上高の減少や店舗の撤退等により、当社業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

相手方の名称	契約内容
ソフトバンクモバイル株式会社	顧客に対するソフトバンク携帯電話サービス（旧 ボーダフォンサービス） 契約の締結促進および契約維持活動
株式会社ダイヤモンドテレコム	関西圏におけるN T Tドコモの電話契約獲得のための諸活動、申込の受付、取次等
アイ・ティー・エックス株式会社（ ）	エーコー電話サービス販売業務委託契約 首都圏におけるN T Tドコモの電話契約獲得のための諸活動、申込の受付、取次等

注：平成20年3月31日付をもって、K D D I株式会社が提供する「ツーカーホンサービス」が終了したことにより、K D D I株式会社との間における契約は終了いたしました。
(旧)アイ・ティー・テレコム株式会社は、平成21年4月1日をもって親会社であるアイ・ティー・エックス株式会社と合併し、アイ・ティー・エックス株式会社となりました。

固定通信関連事業における重要な契約について

固定通信関連事業における受取手数料収入は、付加サービス（キャッチホン、ナンバーディスプレイ等）やマイライン登録、ADSL等を受注することにより受け取る手数料等であり、これらの業務を行うにあたっては固定通信事業者と販売パートナー契約等を締結する必要があり、当社が現在締結している主な契約は下記のとおりであります。契約は1年毎に締結することとなっておりますが、契約期間中であっても事前に通知することにより解除が可能な契約となっており、また重要な契約違反があった場合等においては即時解除ができるものとなっております。

固定通信事業者と当社との関係は良好であり、現時点で契約が解除されるような事実は発生しておらず、当社は今後も契約の遵守に努める方針であります。何らかの要因により契約が継続できなくなった場合、付加サービス等の取次業務が行えなくなることで売上高が減少し、当社業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

相手方の名称	契約内容
西日本電信電話株式会社および東日本電信電話株式会社	販売パートナー契約（NW代理店契約）

（注）西日本電信電話株式会社が行う地域電気通信業務の区域に関する契約は西日本電信電話株式会社と、東日本電信電話株式会社が行う地域電気通信業務の区域に関する契約は西日本電信電話株式会社を代理人として東日本電信電話株式会社と、契約を締結しております。

契約による事業運営上の制約について

当社の移動体通信関連事業や固定通信関連事業は前述のとおり、移動体通信事業者や一次代理店、固定通信事業者との契約に基づいた事業を行っておりますが、店舗の運営にあたっては当社は移動体通信事業者や一次代理店、固定通信事業者の作成するマニュアルや指示等に従わねばならない義務があります。当社は契約の継続のためマニュアルや指示等の遵守に努める方針であります。今後移動体通信事業者や一次代理店、固定通信事業者からの指示内容が変更された場合、場合によっては機械・設備や人員等を追加で設置・配置することが必要となる可能性があります。移動体通信事業者や一次代理店、固定通信事業者が費用を負担する場合がありますが、当社が費用を負担しなければならない可能性もあり、その場合、追加のコストが発生する等の理由により当社業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法的規制等について

当社では移動体通信関連事業、固定通信関連事業およびその他の事業を行うにあたって、以下のような法令やガイドライン等の規制を受けており、当社はこれらの法的規制等を遵守し企業活動を行っております。しかし、将来においてこれらの法的規制等が改正された場合または当社がこれらの法的規制等に抵触した場合は、当社業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

関係する事業	法的規制等
移動体通信関連事業 固定通信関連事業	電気通信事業法 消費者契約法 代理店の営業活動に対する倫理要綱（社団法人電気通信事業者協会制定） 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（総務省告示）
固定通信関連事業	電気通信事業法に基づきNTTが定める約款
インターネットを介して商品を提供する場合	特定商取引に関する法律 電子契約法
中古品の売買	古物営業法 商標法
事業全般	個人情報保護法

(7) 個人情報の取扱いについて

当社では、移動体通信関連事業においては移動体通信サービスの申込取次を行う場合や、固定通信関連事業においては付加サービスの取次や電話加入権の売買を行う場合等において、顧客の生年月日や住所等の個人情報を取り扱っております。個人情報の記載された書類としては申込書等があり、また社内のサーバ内や各通信事業者から貸与されている端末には個人情報がデータとして保存されておりますが、当社では個人情報が記載された書類等については必要時以外はキャビネットの中に入れて施錠をする、また電子データについてはパスワード管理を行う等、厳重に管理を行うよう努めております。

しかしながら、書類が盗難等される場合や第三者がネットワークへ不正侵入する等により、個人情報の記載された書類や電子データ等が社外に流出し、個人情報が漏洩する可能性については否定できません。その場合、顧客から損害賠償を請求されたり、既存顧客の信用や社会的な信用が低下することにより、当社業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) ヤフー株式会社との契約について

当社はヤフー株式会社と提携し、同社の開設するポータルサイト「Yahoo!JAPAN」においてソフトバンクBB株式会社および同社が提供するブロードバンドサービスである「Yahoo!BB ADSLサービス」と当社の提供する電話回線のセット販売を平成16年4月から開始しております。具体的には「Yahoo!BB ADSLサービス」に加入を希望される顧客に対する電話加入権の販売、加入電話ライトプランの申し込み取次ぎ、「Yahoo!BB ADSLサービス」の申込処理業務の受託を行っており、当社内にコールセンターを設けて顧客からの問い合わせに対応しております。「Yahoo!BB ADSLサービス」と電話回線のセット販売においては電話加入権は仕入価格を下回る価格で販売を行っておりますが、同社から業務委託手数料を収受することで利益を確保しております。

同社との提携による「Yahoo!BB ADSLサービス」と電話回線のセット販売による収益は平成16年4月から開始し、平成20年4月期における固定通信関連事業の収益に貢献しておりますが、同社との契約が何らかの理由により継続できなくなった場合、また継続できたとしても同社がNTT以外の固定通信事業者の回線の販売に注力する等、何らかの理由により販売の優先度を下げた場合、当社業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 中古携帯電話機の取扱いについて

中古携帯電話機需要の著しい減少

中古携帯電話機の需要は、各移動体通信事業者において順次導入された割賦販売制度の普及に伴う端末価格の上昇に伴い、従来は概ね6ヶ月から1年の間において携帯電話機の買換えを実施していた顧客層に対し、流行のデザインや機能面で魅力的な最新の端末機器に遜色のない商品を比較的低廉な価格で供給することにより需要が成り立っております。

しかしながら、従来の移動体通信事業者や一次代理店から収受する受取手数料を原資として、仕入価格を下回る価格や実質無料で最新の携帯電話機を販売することが主流となった場合、中古携帯電話機の価格優位性が損なわれることにより需要は減退し、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。

中古携帯電話機の仕入について

中古携帯電話機の仕入については、携帯電話機の機種変更やモバイル・ナンバーポータビリティによる解約等により、携帯電話が不要になった不特定多数の個人等から買取りを行う仕入形態を採用しております。

このため商品の特性上、安価で安定的・継続的に当社に中古携帯電話機の供給を行うことができる取引先はありません。したがって、顧客の需要に応じた中古携帯電話機を確保できない場合があり、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、平成21年4月期におきまして、売上高 7,665百万円と前事業年度15,586百万円に比べ 7,921百万円の大幅な減少となると共に、営業損失 180百万円、経常損失 72百万円、当期純損失 136百万円と前事業年度末と同様に大幅な損失を計上いたしました。

当該状況により、継続企業の前提に関する重要事象等が存在しております。当社では、当該事象を解消すべく、営業面においては新たな収益源の確保を目的として、中古携帯電話機の販売等を始めとした収益力確保に向けた取組みを全社を挙げて実施すると共に、一般管理費等の経費削減を企図した本社部門の管理コストや効率的な人員配置による店舗運営コストの削減等を行ってまいりました。

また、既存の直営店舗の運営に際しては、今まで以上に店舗別の採算を厳しく判断し、業績改善の見通しが立て難い店舗については閉店の処置を行う等、経営の抜本的な改革に着手してまいりました。

当社といたしましては、継続企業の前提に関する重要事象等が存在しておりますが、主力事業である移動体通信関連事業において、第二世代移動体通信端末機器からの買換需要の獲得や、法人・個人の二台目需要への対応を強化しつつ、合わせて各移動体通信事業者ブランドによる「専門ショップ」のみに認められた独自の各種付加サービスの獲得に注力してまいります。

中古携帯電話機の取扱いにつきましては、情報通信ショップ「e - B o o o M」の各店舗について、販売スペース並びに買取りコーナーの拡充を図りつつ、当社直営の通信販売サイト「e - B o o o M : <http://www.e-booom.com/>」での、インターネットを利用したWEB販売に注力してまいります。

また合わせて、同取組みにつきましては、中古携帯電話機の在庫確保が最も重要な要素であると考えており、引き続き大手家電量販店との協業を始めとした継続的かつ安定的な端末機器の供給元の開拓、整備に努めてまいります。

従いまして、継続企業の前提に関する重要な不確実性は、認められないものと判断しておりますので、財務諸表の注記には記載をしておりません。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 移動体通信関連事業に関する契約

主たる契約は以下のとおりです。

相手方の名称	契約内容	契約期間
ソフトバンクモバイル株式会社	顧客に対するソフトバンク携帯電話サービス(旧 ポーダフォンサービス)契約の締結促進および契約維持活動	平成14年11月1日から平成15年3月31日まで 以後1年ごと自動更新
株式会社ダイヤモンドテレコム	関西圏におけるNTTドコモの電話契約獲得のための諸活動、申込の受付、取次等	平成9年6月30日から平成10年5月31日まで 以後1年ごと自動更新
アイ・ティー・エックス株式会社()	エーコー電話サービス販売業務委託契約 首都圏におけるNTTドコモの電話契約獲得のための諸活動、申込の受付、取次等	平成16年5月1日から平成17年4月30日まで 以後1年ごと自動更新

(旧)アイ・ティー・テレコム株式会社は、平成21年4月1日をもって親会社であるアイ・ティー・エックス株式会社と合併し、アイ・ティー・エックス株式会社となりました。

(2) 固定通信関連事業に関する契約

主たる契約は以下のとおりです。

相手方の名称	契約内容	契約期間
西日本電信電話株式会社 および東日本電信電話株式会社	販売パートナー契約(NW代理店契約)	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(注) 1. 自動更新条項はありませんが、毎年契約書を取交わし契約を更新しております。

2. 西日本電信電話株式会社が行う地域電気通信業務の区域に関する契約は西日本電信電話株式会社と、東日本電信電話株式会社が行う地域電気通信業務の区域に関する契約は西日本電信電話株式会社を代理人として東日本電信電話株式会社と、契約を締結しております。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、以下のとおりであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成にあたっては、会計上の見積りを行う必要があり、貸倒引当金、退職給付引当金、短期解約返戻引当金等の各引当金の計上等につきましては、過去の実績や他の合理的な方法により見積りを行っております。ただし、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

流動資産

当事業年度末の流動資産残高は、前事業年度末に比べて399百万円減少し、1,429百万円となりました。これは主に、売掛金が426百万円、商品が191百万円減少したものの、現金及び預金が231百万円増加したことによるものであります。

固定資産

当事業年度末の固定資産は前事業年度末に比べて344百万円減少し、932百万円となりました。これは主に、差入保証金が225百万円、建物が70百万円、器具備品が41百万円減少したことによるものであります。

流動負債

当事業年度末の流動負債は前事業年度末に比べて549百万円減少し、800百万円となりました。これは主に、買掛金が302百万円、一年内償還予定社債が100百万円、未払消費税が41百万円、短期解約返戻引当金が38百万円減少したことによるものであります。

固定負債

当事業年度末の固定負債は前事業年度末に比べて59,896百万円減少し、549百万円となりました。これは主に、長期借入金が50百万円、社債が20百万円減少したものの、退職給付引当金が10百万円増加したことによるものであります。

純資産

当事業年度末の純資産は前事業年度末に比べて136百万円減少し、1,015百万円となりました。これは主に、利益剰余金が136百万円減少したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

売上高

当事業年度において、各移動体通信事業者において順次導入された割賦販売制度や販売方法の変更による買換サイクルの長期化と景気悪化に伴う消費マインドの低下といった外部要因と7店舗の閉店及び1店舗の売却、またインターネットを利用したWEBサイトでの販売停止という内部要因により、携帯電話・PHSを合わせた移動体通信関連事業における売上高は7,332百万円と前事業年度における売上高14,995百万円に比べ7,663百万円、51.1%減少いたしました。

一方、固定通信関連事業における売上高は、固定通信市場の成熟化に伴い主力商品である「ADSL付き電話加入権」のセット販売やFTTHサービスの獲得が低下したことなどにより、売上高は207百万円と前事業年度394百万円に比べ187百万円、47.5%の減少となりました。

営業利益

営業利益につきましては、移動体通信関連事業での売上高の急減のため、不採算店舗の閉鎖等に伴う一般管理費の減少はありましたが、比較的利益率の高い固定通信関連事業でのADSL付き電話加入権の販売回線数の減少も加わり、営業損失は180百万円（前事業年度は営業損失19百万円）となりました。

経常利益及び税引前当期純利益

経常利益につきましては、営業外収益として移動体通信事業者からの営業支援金収入が増加したものの、営業損失を補うことが出来ず経常損失は 72百万円（前事業年度は経常損失16百万円）となりました。

また、税引前当期純利益につきましては、店舗固定資産の減損処理 52百万円並びに経営資源の効率的な再配分を意図しての店舗閉鎖に伴う特別損失18百万円を計上した結果、税引前当期純損失は 129百万円（前事業年度は税引前当期純損失 116百万円）となりました。

当期純利益

当期純利益につきましては、当期純損失 136百万円（前事業年度は当期純損失 188百万円）となりました。

なお、この結果、自己資本当期純利益率は 12.6%となり、1株当たり当期純利益は 4,387円19銭となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

当社は、余剰資金は有利子負債の返済に充てることを基本方針としながら、投資活動により獲得したキャッシュ・フローが増加した結果、当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ 231百万円増加し、329百万円（前事業年度末の現金及び現金同等物の期末残高は 98百万円）となりました。

当事業年度において、営業活動の結果獲得した資金は、187百万円（前事業年度は 660百万円の獲得）となりました。これは主として、仕入債務が 302百万円減少したものの、売上債権が 426百万円減少し、たな卸資産が 193百万円減少したことによるものです。

当事業年度において、投資活動の結果獲得した資金は、222百万円（前事業年度は177百万円の使用）となりました。これは主として、店舗閉鎖による差入保証金の回収による収入が 228百万円あったことによるものです。

当事業年度において、財務活動の結果使用した資金は、178百万円（前事業年度は 481百万円の使用）となりました。これは主として、社債の償還による支出が 120百万円、長期借入金の返済による支出が 80百万円あったことによるものです。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(6) 継続企業の前提に関する重要事象等の存在の解消に向けた対応策等

当社は、平成21年4月期において、売上高 7,665百万円と前事業年度15,586百万円に比べ 7,921百万円の大幅な減少となると共に、営業損失 180百万円、経常損失 72百万円、当期純損失 136百万円と前事業年度末と同様に大幅な損失を計上いたしました。

当該状況により、継続企業の前提に関する重要事象等が存在しております。

当社といたしましては、継続企業の前提に関する重要事象等が存在しておりますが、当該事象を解消すべく、主力事業である移動体通信関連事業において、第二世代移動体通信端末機器からの買換需要の獲得や、法人・個人の二台目需要への対応を強化しつつ、合わせて各移動体通信事業者ブランドによる「専門ショップ」のみに認められた独自の各種付加サービスの獲得に注力してまいります。

中古携帯電話機の取扱いにつきましては、情報通信ショップ「e - B o o o M」の各店舗について、販売スペース並びに買取りコーナーの拡充を図りつつ、当社直営の通信販売サイト「e - B o o o M : <http://www.e-booom.com/>」での、インターネットを利用したWEB販売に注力してまいります。

また合わせて、同取組みにつきましては、中古携帯電話機の在庫確保が最も重要な要素であると考えており、引き続き大手家電量販店との協業を始めとした継続的かつ安定的な端末機器の供給元の開拓、整備に努めてまいります。

従いまして、継続企業の前提に関する重要な不確実性は、認められないものと判断しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資については、総額17,587千円であります。これらのうち主要な設備投資は、大阪本社移転に伴う造作工事等が12,199千円であります。

2【主要な設備の状況】

当社は、大阪市北区の大阪本社および東京都新宿区の東京本社の他、移動体通信機器等の販売を行う店舗を首都圏において20店舗および関西圏において15店舗の合計35店の直営店舗を有しております。

以上のうち、当社の主要な設備は、以下のとおりであります。

平成21年4月30日現在における各事業所の設備、投下資本並びに従業員の配置状況は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	事業の部門別の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)	
			建物	器具備品	土地 (面積㎡)	その他		合計
大阪本社 (大阪市北区)	全社 (共通)	業務設備	9,335	17,357	- (-)	-	26,693	18 (13)
東京本社 (東京都新宿区)	全社 (共通)	業務設備	8,857	1,722	- (-)	-	10,579	15 (5)
首都圏 店舗 (20店舗)	移動体通信 関連事業	販売設備	82,218	30,870	- (-)	-	113,088	19 (112)
関西圏 店舗 (15店舗)	移動体通信 関連事業	販売設備	34,772	16,205	- (-)	-	50,977	16 (59)

(注) 1. 金額には、消費税等を含めておりません。

2. 従業員数の()は平成21年4月30日現在の臨時雇用者数を、外数で記載しております。

3. リース契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

名称	リース期間	年間リース料	リース契約残高
器具備品 (所有権移転外ファイナンス・リース)	3～6年	892千円	665千円

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気の見通し、業界動向及び投資効率等を総合的に勘案して策定しております。平成21年4月30日現在における重要な設備の新設及び改修計画は、次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除却

当事業年度において、新たに確定した重要な設備の除却計画は、次のとおりであります。

事業所名(所在地)	事業の部門別の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数
			建物	器具備品	その他	合計	
イーブーム下北沢店 (東京都世田谷区)	移動体通信 関連事業	販売設備	-	1,333	-	1,333	1 (3)

(注) 1. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数(パート・アルバイト社員、派遣社員)は()内に外数で記載しております。

2. 従業員につきましては、全員配置転換を行う予定であります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	124,000
計	124,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成21年4月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年7月31日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	31,000	31,000	ジャスダック証券取引所	当社は単元株制度は採用していません。
計	31,000	31,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成16年10月20日 (注)1	18,000	27,000	-	450,000	-	-
平成17年4月5日 (注)2	4,000	31,000	144,500	594,500	264,700	264,700

(注)1.平成16年8月31日現在の株主名簿に記載された株主の所有株式数を、1株につき3株の割合をもって株式分割しました。

2.有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行株数	4,000株
発行価格	110,000円
引受価額	102,300円
資本組入額	36,125円
払込金総額	409,200千円

(5) 【所有者別状況】

平成21年4月30日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	0	2	11	13	2	1	2,373	2,402	-
所有株式数 (株)	0	90	168	11,427	4	1	19,310	31,000	-
所有株式数の割合(%)	0.00	0.29	0.54	36.86	0.02	0.00	62.29	100	-

(注) 所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(6) 【大株主の状況】

平成21年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
現代商事 株式会社	兵庫県芦屋市六麓荘町3番18号	9,750	31.45
高山守男	兵庫県芦屋市	9,142	29.49
株式会社 光通信	東京都豊島区南池袋1丁目16番15号	1,606	5.18
高山明美	兵庫県芦屋市	900	2.90
日本テレホン社員持株会	大阪市北区天満橋1丁目8番10号 OAPタワー9階	288	0.93
佐橋秀実	名古屋市北区	117	0.38
山本啓一	埼玉県所沢市	94	0.30
堀田憲昭	兵庫県西宮市	90	0.29
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	86	0.28
柴崎勇吉	茨城県古河市	78	0.25
計	-	22,151	71.45

(注) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しています。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 31,000	31,000	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	31,000	-	-
総株主の議決権	-	31,000	-

【自己株式等】

平成21年4月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(8)【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、事業発展の柱となる財務体質の強化および株主の皆様への利益還元を経営の重要課題であることを認識し、業績に応じた安定的な配当を行うことを基本方針としており、配当性向は30%を目標にしております。

また、会社法施行後の配当の基準日および回数の変更は、現時点では予定しておりません。よって、従来どおり中間事業年度の末日および事業年度の末日を基準日とした年2回の配当を行う方法を採用しております。

また、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会としております。

なお、当社は「取締役会の決議によって、毎年10月31日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

しかしながら、当期平成21年4月期の1株当たり年間配当金につきましては、平成21年6月5日に公表しましたとおり、当期の業績は大幅な損失を計上する結果となりました。

このため誠に遺憾ながら株主の皆様への配当を見送りさせて頂きたく存じます。

また、次期平成22年4月期（平成21年5月1日～平成22年4月30日）におきましても、当期と同様に株主の皆様への配当を見送りさせて頂きたく存じます。

なお、現在の内部留保資金につきましては、移動体通信関連事業を始めとする情報・通信分野において、新規出店費用や中古携帯電話機「エコたん」の取扱い等、今後の中核事業に対する設備投資に充当することにより、業容の拡大を図ると共に経営体質の強化に努めてまいります。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	平成17年4月	平成18年4月	平成19年4月	平成20年4月	平成21年4月
最高(円)	324,000	850,000	209,000	113,000	82,000
最低(円)	136,000	149,000	64,300	37,200	12,600

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

なお、平成17年4月6日付をもって同取引所に株式を上場いたしました。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年11月	12月	平成21年1月	2月	3月	4月
最高(円)	20,600	19,500	17,500	16,800	15,900	17,000
最低(円)	17,500	12,620	14,000	12,800	12,600	13,600

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役	社長	高山守男	昭和26年10月14日生	昭和52年10月 昭和58年11月 昭和63年6月 平成4年9月	現代商事株式会社設立 取締役 現代商事株式会社 代表取締役社長 当社設立 代表取締役社長(現任) 現代商事株式会社 取締役(現任)	(注)3	9,142
専務取締役	専務執行役員 業務統括本部長	高山明美	昭和31年7月23日生	昭和63年6月 平成2年2月 平成2年6月 平成4年9月 平成14年7月 平成16年8月 平成17年7月 平成18年12月 平成19年5月 平成19年7月	当社設立 取締役 現代商事株式会社 取締役 当社常務取締役 現代商事株式会社 代表取締役 当社常務取締役 社長補佐兼業務部門管掌 当社常務取締役 業務本部長 当社専務取締役 業務本部長 現代商事株式会社 監査役(現任) 当社専務取締役 業務統括本部長 当社専務取締役 専務執行役員 業務統括本部長(現任)	(注)1, 3,6	900
専務取締役	専務執行役員 営業統括本部長	堀田憲昭	昭和30年11月1日生	平成2年3月 平成12年1月 平成13年8月 平成15年6月 平成16年2月 平成17年7月 平成19年5月 平成19年7月	当社入社 当社営業企画部長 当社取締役 東京支社長 当社取締役 営業本部長 当社取締役 首都圏営業本部長 当社常務取締役 首都圏営業本部長 当社常務取締役 営業統括本部長 当社専務取締役 専務執行役員 営業統括本部長(現任)	(注) 3,6	90
常務取締役	常務執行役員 管理統括本部長	中野豊	昭和23年8月12日生	昭和42年4月 平成11年4月 平成14年1月 平成14年7月 平成14年8月 平成17年7月 平成18年6月 平成19年7月 平成21年7月	株式会社住友銀行 (現 株式会社三井住友銀行)入行 同行 泉北とが支店長 当社出向 経理財務部長 当社取締役 経理財務部長 当社取締役 管理統括本部長 兼 経理財務部長 当社常務取締役 管理統括本部長 当社常務取締役 管理統括本部長 兼 経理財務部長 当社常務取締役 常務執行役員 管理統括本部長 兼 経理財務部長 当社常務取締役 常務執行役員 管理統括本部長(現任)	(注)3, 6	30
取締役	執行役員 経営企画部長	茶谷喜晴	昭和35年12月12日生	平成6年4月 平成12年4月 平成12年6月 平成19年7月	当社入社 当社経理部 部長 当社経営企画部 部長 当社取締役 執行役員 経営企画部長(現任)	(注)3, 6	56
取締役	執行役員 営業統括本部 副本部長	森永博幸	昭和34年5月24日生	平成6年11月 平成14年7月 平成16年5月 平成17年11月 平成19年5月 平成19年7月 平成20年7月 平成21年5月	当社入社 当社東京支社 情報通信事業部 部長 当社東京本社 情報通信部 部長 当社東京本社 営業企画部 部長 当社東京本社 営業推進部 部長 当社取締役 執行役員 営業統括本部 副本部長 当社取締役 執行役員 営業統括本部 副本部長 兼 営業推進部長 当社取締役 執行役員 営業統括本部 副本部長(現任)	(注)3, 6	68

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	-	宮崎 務	昭和21年2月6日生	昭和44年6月 平成12年4月 平成14年4月 平成16年12月 平成17年6月 平成20年7月 富士火災海上保険株式会社入社 同社 経営管理部 コンプライアンス推進室長 同社 検査部 審査役 当社入社 当社監査室 室長 当社常勤監査役(現任)	(注)4	-
監査役	-	川口 義信	昭和22年1月25日生	昭和51年9月 昭和60年8月 平成12年11月 平成17年7月 近畿第一監査法人勤務 代表社員 公認会計士・税理士 川口義信事務所所長(現任) 国際第一監査法人 (現 K D A 監査法人) 代表社員(現任) 当社監査役(現任)	(注)2、 5	-
監査役	-	山崎 優	昭和24年7月21日生	昭和56年4月 昭和62年4月 平成15年11月 平成17年7月 平成20年4月 大阪弁護士会に弁護士登録 梅田総合法律事務所開設 パートナー(現任) 株式会社万代 非常勤監査役 (現任) 当社監査役(現任) 国立大学法人 大阪大学 非常勤 監事(現任)	(注)2、 5	-
計						10,286

(注) 1. 専務取締役業務統括本部長 高山 明美は、代表取締役社長 高山 守男の配偶者であります。

2. 監査役川口 義信および山崎 優は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 平成21年7月30日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

4. 平成20年7月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

5. 平成21年7月30日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

6. 当社では、平成19年7月26日より、取締役の意思決定機能と業務執行者による業務執行機能を分離し、機動的かつ効率的な経営を行うとともに、コーポレートガバナンスを始めとする内部統制機能を充実・強化することを目的として、執行役員制度を導入いたしました。執行役員は6名で、専務取締役専務執行役員業務統括本部長 高山明美、専務取締役専務執行役員営業統括本部長 堀田憲昭、常務取締役常務執行役員管理統括本部長 中野豊、取締役執行役員経営企画部長 茶谷喜晴、取締役執行役員営業統括本部副本部長 森永博幸、執行役員ネットワーク部長兼商品部長 岡田俊哉で構成されております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスに求められる重要なポイントとして、「経営の透明性」、「経営の説明責任」、および「法令等の遵守」を挙げております。

経営理念において、「柔軟で透明度の高い公正な経営」を掲げ、取締役会および監査役会が効率性並びに適法性のチェックに重点を置いた経営のモニタリングを実施できる体制を維持することが重要と考えております。

一方、経営の執行者による企業内統治である「内部統制」については、経営の有効性と効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンスの向上と確保に重点を置いた全社的な内部統制システムの構築を進めてまいります。

これら株主価値の向上を目指すコーポレート・ガバナンスの取り組みは、これを支える内部統制システムが有効に機能し、相互に連携することで実効性を発揮するものと考えており、企業活動全ての基礎をなすコンプライアンスを最重要視し、すべての役員、従業員に徹底すべきものと考えております。

(2) 会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況等

会社の機関の内容

当社は、監査役制度を採用し、常勤監査役1名と社外監査役2名の計3名体制としております。監査役は、原則として毎月1回開催される監査役会において、監査の方針、監査計画、監査の方法およびその他監査に関する重要事項の審議を行うと共に、毎月開催される取締役会に監査役3名が参加し、常勤監査役1名は経営会議など業務執行に関係する重要会議に参加するなど取締役と同様の情報に基づいた監査が実施できる環境となっております。また、監査役と代表取締役社長との定期的な会合を持つことで、監査役自らが業務の執行状況を直接把握する体制を整えております。

また、当社は平成19年7月26日より新たに執行役員制度を導入し6名の執行役員を選任いたしました。当社の組織形態は、「監査役設置会社」を採用しており、法的な意味での「委員会等設置会社」ではございません。委員会等設置会社に代表される業務執行と監督機能を組織的に分離するのではなく、監査役会の設置を前提として取締役会が監督機能を有する仕組みとしております。

内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システムの適切な構築と整備・運用が重要な経営課題であるとの認識から、平成18年1月20日の経営会議において、内部統制システムの構築と整備に向けた「内部統制委員会」を設置し、平成18年5月19日に開催された取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針を決定し、コンプライアンス等の観点から不都合がある場合は、適時社長に報告する体制と共に該当部門に改善報告書を提出させ対策に当たらせております。

なお、平成18年5月19日開催の取締役会において決定された、内部統制システム構築に関する基本方針は、以下の通りであります。

1. 職務執行の基本方針

当社は、次に掲げる方針に基づき、すべての取締役、監査役及び使用人（使用人＝社員、嘱託社員、契約社員、その他の業務に従事するすべての者）が、法令と社会倫理の遵守を企業活動を行う基本とする事を徹底する。

・基本方針・

経営ビジョン

私たちは、お客様に快適に幅広くサービスを提供できる「情報通信商社」として社会に貢献する。

・経営理念・

「柔軟で透明度の高い公正な経営」の実践

「ベストプライスとベストサービス」の実行

・社員行動指針・

日本テレホン株式会社は、経営ビジョンのもと、経営理念に従い、従業員の生活向上を目指して行動する。

日本テレホン株式会社は、情報通信関連分野において人々に喜ばれる商品・サービスを提供し、法と規則を守り、社会に貢献することを目的とする。

当社は、これら「経営ビジョン」、「経営理念」、「社員行動指針」のもと、適正な業務執行のための体制を整備・運用することが重要な経営の責務であると認識し、係る内部統制システム体制について、社会情勢、経済情勢、その他の環境変化に応じ不断の見直しを行いその改善と充実を図る。

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業が存立を維持継続するためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、「経営ビジョン」、「経営理念」、「社員行動指針」に掲げた経営の基本方針を遵守すると共に、法令と社会倫理の遵守を図るべく「コンプライアンス・マニュアル」を整備し、すべての取締役および使用人が公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うことを徹底するために以下の体制を整備する。

代表取締役は、管理担当取締役をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、管理本部に属する各部門を中心にコンプライアンス体制の整備、維持にあたる。

管理担当取締役は、企業の行動規範の基本原則である「コンプライアンス・マニュアル」を通じて、法令と社会倫理の遵守について使用人に対し徹底を図る。

監査室は、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し取締役会に報告する。

取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

「法令」、「定款」、「社内規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の遵守について、違反行為等を認知した場合、取締役および使用人等の通報する「内部通報窓口」を設置する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づき決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を正確に記録・保存するために以下の体制を整備する。

代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理についての総括責任者に管理担当取締役を任命する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は、「取締役会規程」、および「文書管理規程」に定め、これに従い当該情報についての所管の部門が文書又は電磁的媒体に情報を記録し整理・保存を行う。

取締役の職務の執行に係る情報については、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人が閲覧、複写可能な状態にて整理・保存を行う。

監査室は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

4. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、様々な損失の危機に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にするために以下の体制を整備する。

代表取締役は、日常における損失の危険等リスク全般の管理について、総括責任者に管理担当取締役を任命し、各部門の担当取締役と共に、カテゴリーごとのリスクを体系的に管理するため、既存の「経理規程」、「与信管理規程」等を充実整備する。

当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発生又は発生が予測される場合は、代表取締役を対策本部長とし、管理担当取締役を副本部長とする「リスク対策本部」を設置すると共に、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームの組成を行い、損害の拡大を防止し損害を最小限に止める体制を整備する。

監査室は、各部門におけるカテゴリーごとのリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会又は経営会議に報告する体制を整備する。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、社会情勢、経済情勢、その他の環境変化に対応した社会全体の将来ビジョンに対応するため、中期経営計画および単年度の経営計画を策定し、経営計画を達成するために取締役の職務権限と担当業務を明確にし職務の執行を効率的に行うために以下の体制を整備する。

代表取締役は、管理担当取締役を取締役の職務の効率性に関しての総括責任者に任命し、中期経営計画および単年度の経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務の執行が効率的に行われるよう監督する。

各部門の担当取締役は、経営計画に基づき担当部門として実行すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を決定し、総括責任者はその遂行状況について担当取締役に、取締役会において定期的に報告させる体制を整備する。

取締役会は、法令の遵守と社会倫理の遵守等、基本理念のもと経営目標の達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績について管理を行う体制を整備する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、当社の規模から当面監査役の職務を補助する使用人は置かない。監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その要請に対応すべく以下の体制を整備する。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議のうえ必要に応じ、監査室要員を監査役を補助すべき使用人として指名することが出来るものとする。

監査役がその職務の遂行のために指定する使用人の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで決定するものとし、取締役からの独立性を確保する体制を整備する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、取締役および使用人が業務又は業績に著しい影響のある事実、並びに不正行為や違法行為等のコンプライアンスに反する事項を認識した場合の他、取締役会に付議すべき重要な事項と決定事項、経営会議その他重要な会議での決定事項、重要な会計方針・会計基準の変更、内部監査の実施状況、月次決算報告、その他必要な重要事項について、監査役に報告する体制を整備する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するために以下の体制を整備する。

監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。

監査役は、監査室と緊密な連携を保つと共に、必要に応じて監査室に調査を求める。

監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うと共に、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会および経営会議等の重要な会議に出席するとともに、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求める。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与を一切拒絶し、健全な会社経営を行うために以下の事項を遵守する体制を維持整備する。

市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動に障害となる反社会的勢力・団体等に対し、関係を一切持たない。

反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭等による安易な妥協や解決をしない。

反社会的勢力とは、合法・非合法に係わらず、また名目の如何を問わず一切取引を行わない。

企業活動において、反社会的勢力を利用しない。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、株主利益の観点から、経営管理体制として業務執行を監督する機能の分別化と強力化を図るため、取締役会と監査役会が、経営者たる代表取締役並びに取締役を監視・監督するシステムを採用しており、株主総会が取締役並びに監査役を選任し、選任された取締役によって構成される取締役会は代表取締役を選任し、各取締役の職務の執行状況について互いに監督するとともに、監査役会は取締役および代表取締役の職務の執行を監査するダブルチェックの体制を採用しております。

また、取締役6名で構成する取締役会を毎月1回開催し、重要事項の付議および業績の報告等を行っております。取締役会における経営上の意思決定は、営業統括本部、業務統括本部および管理統括本部の各本部を統括する3名の取締役執行役員（平成19年7月26日より執行役員制を導入）により、事業運営の迅速化、効率化および内部統制、事業リスク等への対応に取り組んでおり、取締役会のほか各部門の現状把握や懸念事項および事業リスクや対策等の情報が速やかに経営判断に活かされるよう、原則として毎月1回、各取締役および執行役員、関係部門責任者で構成する経営会議を開催いたしております。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断し、断固として対決することを明文化した「コンプライアンス・マニュアル」を平成18年9月に整備し、すべての取締役、監査役および従業員が、公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うことを徹底するため、取締役、監査役、従業員に対して、「法令」、「定款」、「社内規程」等の遵守についてのコンプライアンス教育研修を実施いたしました。また、反社会的勢力・団体に対する、対応部署を定め、管轄警察署をはじめ、関係機関が主催する連絡会等、その他外部の専門機関に加入し、指導を仰ぐとともに、講習への参加等を通じ情報収集・管理に努めております。

内部監査および監査役監査、会計監査の状況

当社は、独立した組織として社長直属の監査室を設置しており、監査室の人員は監査室長1名となっておりますが、監査役や監査法人との連携のもとに、組織の最小単位である直営店およびこれらを管理統括する本部機能に対し計画的な監査を実施することにより、内部管理体制の継続的な改善に努めております。

監査役監査としましては、常勤監査役1名と社外監査役2名の計3名体制としており、社外監査役には公認会計士や弁護士など専門性の高い要員を配し、前述の取締役会への出席のほか、重要な決裁文書の閲覧、直営店への臨店および監査室並びに関係者からのヒアリング等を通じて、取締役の業務の執行状況、財産管理状況等についての期中監査を行い、これらの情報を踏まえて期末の監査を実施しております。

また、会社法および金融商品取引法に基づく監査としましては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し会計監査を受けております。

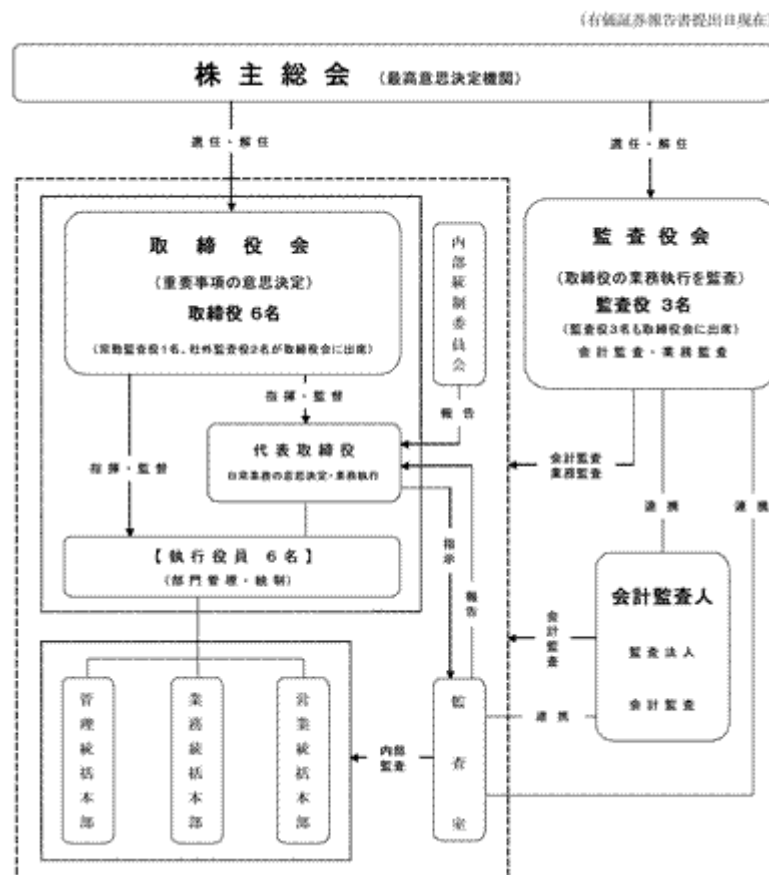
なお、業務を執行した公認会計士の氏名等および業務執行・監査の仕組み、内部統制の仕組みの模式図は次のとおりです。

(注) 有限責任監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日付で監査法人トーマツから名称変更をしたものであります。

業務を執行した公認会計士の氏名等

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名	監査業務にかかる補助者の構成
指定有限責任社員 業務執行社員 中山 紀 昭	有限責任監査法人トーマツ	公認会計士 4名 会計士補等 7名
指定有限責任社員 業務執行社員 千 崎 育 利		

図表) 業務執行・監査の仕組み、内部統制の仕組みの模式図



役員報酬の内容

当事業年度における当社の取締役および監査役に対する役員報酬は次のとおりです。

役員報酬の区分	取締役		監査役	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額
定款または株主総会決議に基づく報酬	6名	97,932千円	4名	12,345千円
	内社外(-)	内社外(-)	内社外(2名)	内社外(3,600千円)

弁護士・監査法人等その他第三者の状況

顧問契約を締結している法律事務所より必要に応じ法律全般についての助言と指導を受け、法令遵守に努めているほか、有限責任監査法人トーマツから会社法および金融商品取引法に基づく会計監査を受けており、その過程で経営上の課題等についてもアドバイスを受けております。

(3) 会社と会社の社外取締役および社外監査役との人的関係、資本的关系または取引関係その他利害関係の概要

社外からの選任された監査役2名と当社との間における人的関係、資本的关系または取引関係その他利害関係は一切ありません。

なお、当社と社外監査役2名とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(4) 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況

当社では、平成18年5月19日に開催された取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針を決定し、「経営ビジョン」、「経営理念」、「社員行動指針」に掲げた経営の基本方針の遵守と共に、法令と社会倫理の遵守を図るべく「コンプライアンス・マニュアル」の整備を行ないました。

この「コンプライアンス・マニュアル」の整備により、すべての取締役、監査役および従業員が公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うことを徹底するため、「内部統制委員会」を中心とした教育研修を継続的に実施すると共に、「法令」、「定款」、「社内規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の遵守について、違反行為などのリスク情報の早期把握と従業員からの相談窓口として、「公益通報者保護法」制定の趣旨に則り、社外の弁護士を含めたコンプライアンスに関する報告・相談ルートとして「内部通報窓口」を設置いたしました。

また、平成20年11月には、コンプライアンス部を設置すると共に、「コンプライアンス・マニュアル」の改定を行ってまいりました。

(5) 取締役の定数

当社の取締役は、6名以内とする旨を定款で定めております。

(6) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

また、取締役の選任決議については、累積投票によらない旨、定款で定めております。

(7) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。

(8) 株主総会決議事項を取締役会で決議することが出来る事項およびその理由

自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、企業環境の変化に対応し機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

このような定款の規定を設けた理由につきましては、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするためであります。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年10月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定めております。

このような定款の規定を設けた理由につきましては、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的とするためであります。

取締役及び監査役の実任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の定める限度において免除することができる旨を定款で定めております。

このような定款の規定を設けた理由につきましては、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果しうる環境を整備することを目的とするためであります。

(9) 株主総会の特別決議要件を変更した内容およびその理由

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

このような定款の規定を設けた理由につきましては、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするためであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
		23,000	4,000

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当事業年度より適用された内部統制報告制度に対応するための内部統制の模擬的な評価に係る契約によるものであります。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づき作成しております。

なお、第20期事業年度（平成19年5月1日から平成20年4月30日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第21期事業年度（平成20年5月1日から平成21年4月30日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期事業年度（平成19年5月1日から平成20年4月30日まで）の財務諸表については監査法人トーマツにより監査を受け、また、第21期事業年度（平成20年5月1日から平成21年4月30日まで）の財務諸表については有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年4月30日)	当事業年度 (平成21年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	290,410	521,775
売掛金	1,048,774	622,312
商品	403,159	211,885
貯蔵品	2,762	687
前払費用	56,542	43,605
未収入金	27,142	28,964
その他	285	337
貸倒引当金	430	70
流動資産合計	1,828,646	1,429,497
固定資産		
有形固定資産		
建物	311,278	231,164
減価償却累計額	105,705	95,980
建物(純額)	205,573	135,183
工具、器具及び備品	303,844	277,061
減価償却累計額	196,618	210,905
工具、器具及び備品(純額)	107,226	66,156
有形固定資産合計	312,799	201,339
無形固定資産		
のれん	5,100	3,750
商標権	840	723
ソフトウェア	31,532	18,555
レンタル用電話加入権	69	-
電話加入権	18,794	18,863
無形固定資産合計	56,336	41,893
投資その他の資産		
出資金	415	400
破産更生債権等	1,470	2,471
長期前払費用	29,794	13,766
差入保証金	900,615	674,698
保険積立金	239	240
貸倒引当金	24,840	2,471
投資その他の資産合計	907,695	689,106
固定資産合計	1,276,831	932,338
繰延資産		
社債発行費	5,830	3,596
繰延資産合計	5,830	3,596
資産合計	3,111,308	2,365,433

	前事業年度 (平成20年4月30日)	当事業年度 (平成21年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	783,330	480,336
短期借入金	70,000	91,668
1年内返済予定の長期借入金	80,561	50,014
1年内償還予定の社債	120,000	20,000
未払金	47,561	27,290
未払費用	66,210	41,473
未払法人税等	6,895	8,559
未払消費税等	41,809	-
前受金	-	6
預り金	57,321	61,455
賞与引当金	35,325	17,053
短期解約返戻引当金	41,702	2,884
流動負債合計	1,350,717	800,742
固定負債		
社債	480,000	460,000
長期借入金	58,373	8,359
退職給付引当金	1,175	11,293
長期未払金	58,764	58,764
長期預り保証金	10,800	10,800
固定負債合計	609,113	549,216
負債合計	1,959,830	1,349,959
純資産の部		
株主資本		
資本金	594,500	594,500
資本剰余金		
資本準備金	264,700	264,700
資本剰余金合計	264,700	264,700
利益剰余金		
利益準備金	31,627	31,627
その他利益剰余金		
別途積立金	390,000	390,000
繰越利益剰余金	129,349	265,352
利益剰余金合計	292,277	156,274
株主資本合計	1,151,477	1,015,474
純資産合計	1,151,477	1,015,474
負債純資産合計	3,111,308	2,365,433

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年 5月 1日 至 平成20年 4月30日)	当事業年度 (自 平成20年 5月 1日 至 平成21年 4月30日)
売上高		
商品売上高	6,940,190	4,375,344
受取手数料	8,646,776	3,290,369
売上高合計	15,586,966	7,665,713
売上原価		
期首販売用電話加入権及び商品たな卸高	728,875	403,159
当期販売用電話加入権及び商品仕入高	12,649,571	5,704,168
合計	13,378,446	6,107,327
他勘定振替高	116	476
期末販売用電話加入権及び商品たな卸高	403,159	211,885
差引売上原価	12,975,171	5,894,966
その他の原価	109	19
売上原価合計	12,975,280	5,894,986
売上総利益	2,611,686	1,770,727
販売費及び一般管理費		
販売手数料	317,813	87,297
電話加入権販売名義変更手数料	24,709	10,294
役員報酬	115,777	110,277
給与手当	755,363	618,034
貸倒引当金繰入額	-	1,001
賞与引当金繰入額	35,325	17,053
退職給付費用	17,942	20,441
法定福利費	98,329	90,180
雑給	83,439	32,039
広告宣伝費	3,702	2,434
地代家賃	570,224	497,786
リース料	14,932	13,805
旅費及び交通費	45,974	39,979
通信費	84,733	59,285
販売促進費	64,331	23,637
減価償却費	130,094	93,343
その他	268,543	234,646
販売費及び一般管理費合計	2,631,238	1,951,541
営業損失()	19,552	180,814
営業外収益		
受取利息	983	1,067
営業支援金収入	29,183	118,535
その他	2,373	8,258
営業外収益合計	32,540	127,862

	前事業年度 (自 平成19年 5月 1日 至 平成20年 4月30日)	当事業年度 (自 平成20年 5月 1日 至 平成21年 4月30日)
営業外費用		
支払利息	9,981	2,474
社債利息	6,790	8,109
社債発行費償却	3,758	2,233
支払保証料	5,171	4,114
手数料特別返還金	3,197	-
その他	839	3,024
営業外費用合計	29,739	19,956
経常損失()	16,751	72,908
特別利益		
貸倒引当金戻入額	4,010	23,730
原状回復費等戻入益	-	2,393
ポイント引当金戻入額	1,278	-
特別利益合計	5,288	26,123
特別損失		
固定資産売却損	2 6,157	2 1,804
固定資産除却損	3 19,068	3 10,418
賃貸借契約解約損	8,077	18,423
本社移転関連損失	5 22,101	-
減損損失	4 49,438	4 52,299
特別損失合計	104,843	82,946
税引前当期純損失()	116,305	129,731
法人税、住民税及び事業税	7,537	6,271
法人税等調整額	64,763	-
法人税等合計	72,301	6,271
当期純損失()	188,607	136,003

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年 5月 1日 至 平成20年 4月30日)	当事業年度 (自 平成20年 5月 1日 至 平成21年 4月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	594,500	594,500
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	594,500	594,500
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	264,700	264,700
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	264,700	264,700
資本剰余金合計		
前期末残高	264,700	264,700
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	264,700	264,700
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	31,627	31,627
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	31,627	31,627
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	390,000	390,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	390,000	390,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	59,257	129,349
当期変動額		
当期純損失()	188,607	136,003
当期変動額合計	188,607	136,003
当期末残高	129,349	265,352
利益剰余金合計		
前期末残高	480,884	292,277
当期変動額		
当期純損失()	188,607	136,003
当期変動額合計	188,607	136,003

	前事業年度 (自 平成19年 5月 1日 至 平成20年 4月30日)	当事業年度 (自 平成20年 5月 1日 至 平成21年 4月30日)
当期末残高	292,277	156,274
株主資本合計		
前期末残高	1,340,084	1,151,477
当期変動額		
当期純損失()	188,607	136,003
当期変動額合計	188,607	136,003
当期末残高	1,151,477	1,015,474
純資産合計		
前期末残高	1,340,084	1,151,477
当期変動額		
当期純損失()	188,607	136,003
当期変動額合計	188,607	136,003
当期末残高	1,151,477	1,015,474

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年 5月 1日 至 平成20年 4月30日)	当事業年度 (自 平成20年 5月 1日 至 平成21年 4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失 ()	116,305	129,731
減価償却費	130,094	93,343
減損損失	49,438	52,299
本社移転関連損失	22,101	-
賞与引当金の増減額 (は減少)	110	18,271
短期解約返戻引当金の増減額 (減少)	8,159	38,818
ポイント引当金の増減額 (は減少)	1,421	-
退職給付引当金の増減額 (は減少)	4,892	10,117
貸倒引当金の増減額 (は減少)	4,010	22,728
受取利息及び受取配当金	983	1,067
支払利息及び社債利息	16,772	10,583
固定資産除却損	19,068	10,418
固定資産売却損益 (は益)	6,157	1,804
賃貸借契約解約損	8,077	18,423
売上債権の増減額 (は増加)	744,380	426,478
たな卸資産の増減額 (は増加)	324,871	193,349
仕入債務の増減額 (は減少)	500,005	302,994
その他	20,922	103,379
小計	690,255	199,828
利息及び配当金の受取額	982	1,001
利息の支払額	14,888	10,735
法人税等の支払額	15,438	2,161
営業活動によるキャッシュ・フロー	660,911	187,933
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	191,960	192,255
定期預金の払戻による収入	191,683	191,960
固定資産の取得による支出	123,635	18,430
固定資産の売却による収入	1,575	49,027
差入保証金の差入による支出	61,309	26,678
差入保証金の回収による収入	16,001	228,877
その他	9,686	10,391
投資活動によるキャッシュ・フロー	177,332	222,111

	前事業年度 (自 平成19年 5月 1日 至 平成20年 4月30日)	当事業年度 (自 平成20年 5月 1日 至 平成21年 4月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	580,000	21,668
長期借入れによる収入	100,000	-
長期借入金の返済による支出	91,641	80,561
社債の発行による収入	490,817	-
社債の償還による支出	400,000	120,000
配当金の支払額	297	81
財務活動によるキャッシュ・フロー	481,120	178,974
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	2,457	231,070
現金及び現金同等物の期首残高	95,991	98,449
現金及び現金同等物の期末残高	98,449	329,519

【重要な会計方針】

項 目	前事業年度 (自 平成19年 5月 1日 至 平成20年 4月30日)	当事業年度 (自 平成20年 5月 1日 至 平成21年 4月30日)
1. たな卸資産の評価基準 及び評価方法	<p>商 品 先入先出法による原価法を採用しております。 なお、販売用電話加入権については総平均法による原価法を採用しております。</p> <p>貯蔵品 最終仕入原価法による原価法を採用しております。</p>	<p>商 品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 なお、販売用電話加入権については総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。</p> <p>貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。</p> <p>(会計方針の変更) 当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分）を適用しております。 なお、これによる当期の売上総利益、営業損失、経常損失、税引前当期純損失に与える影響はありません。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 14年～15年 器具備品 3年～10年</p> <p>(追加情報) 当事業年度より平成19年度税制改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産について、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により、取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 なお、これによる営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。</p>	<p>有形固定資産 定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 14年 器具備品 3年～15年</p>

項 目	前事業年度 (自 平成19年 5月 1日 至 平成20年 4月30日)	当事業年度 (自 平成20年 5月 1日 至 平成21年 4月30日)
	<p>無形固定資産</p> <p>定額法を採用しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。また、商標権については、定額法（10年）を採用しております。</p>	<p>無形固定資産</p> <p>定額法を採用しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。また、のれんについては定額法（5年）、商標権については、定額法（10年）を採用しております。</p>
3．繰延資産の処理方法	<p>社債発行費</p> <p>3年間で每期均等額を償却しております。</p> <p>なお、当事業年度に発行した社債にかかる社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>繰延資産の処理方法については「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会 実務対応報告第19号 平成18年8月11日）に従って処理しております。当該実務対応報告に定められている経過措置により平成18年4月30日以前に発行した社債にかかる社債発行費については、従来と同様の方法で処理しており、当該実務対応報告の定めにより当事業年度に発行した社債にかかる社債発行費については、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却することとしております。</p>	<p>社債発行費</p> <p>社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。</p> <p>なお、平成18年4月30日以前に発行した社債にかかる社債発行費は、3年間にわたり均等償却しております。</p>
4．引当金の計上基準	<p>貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金</p> <p>従業員の賞与金の支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため簡便法によっております。</p>	<p>貸倒引当金</p> <p style="text-align: right;">同 左</p> <p>賞与引当金</p> <p style="text-align: right;">同 左</p> <p>退職給付引当金</p> <p style="text-align: right;">同 左</p>

項 目	前事業年度 (自 平成19年 5月 1日 至 平成20年 4月30日)	当事業年度 (自 平成20年 5月 1日 至 平成21年 4月30日)
	<p>ポイント引当金 当事業年度において、ポイント制度の廃止に伴うポイントの失効によりポイント引当金を全額取り崩しております。</p> <p>短期解約返戻引当金 携帯電話契約者の短期解約に伴い移動体通信事業者等に対して返金する受取手数料の支払いに備えるため、短期解約実績率に基づく見込額を引当計上しております。</p>	<p>ポイント引当金</p> <p>短期解約返戻引当金 同 左</p>
5 . リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	
6 . キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	同 左
7 . その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同 左</p>

【会計方針の変更】

前事業年度 (自 平成19年 5月 1日 至 平成20年 4月30日)	当事業年度 (自 平成20年 5月 1日 至 平成21年 4月30日)
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年4月30日)	当事業年度 (平成21年4月30日)
当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約、取引銀行1行とコミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。	当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。
当座貸越極度額および貸出 1,350,000千円	当座貸越極度額 1,100,000千円
コミットメントの総額	借入実行残高 - 千円
借入実行残高 70,000千円	差引額 1,100,000千円
差引額 1,280,000千円	

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成19年5月1日 至平成20年4月30日)	当事業年度 (自平成20年5月1日 至平成21年4月30日)																		
1 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。	1 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。																		
販売費及び一般管理費 (広告宣伝費等) 116千円	販売費及び一般管理費 (広告宣伝費等) 476千円																		
2 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。	2 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。																		
建物 5,553千円	建物 1,272千円																		
器具備品 604千円	器具備品 532千円																		
3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。	3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。																		
建物 11,026千円	建物 1,340千円																		
器具備品 1,426千円	器具備品 4,149千円																		
店舗設備等の除却に要した費用 6,615千円	店舗設備等の除却に要した費用 4,928千円																		
4 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて、減損損失を計上しました。	4 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて、減損損失を計上しました。																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏 4店舗</td> <td>情報通信ショップ および</td> <td>建物 および</td> </tr> <tr> <td>関西圏 1店舗</td> <td>専門ショップ</td> <td>器具備品等</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	首都圏 4店舗	情報通信ショップ および	建物 および	関西圏 1店舗	専門ショップ	器具備品等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏 6店舗</td> <td>情報通信ショップ および</td> <td>建物 および</td> </tr> <tr> <td>関西圏 6店舗</td> <td>専門ショップ</td> <td>器具備品等</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	首都圏 6店舗	情報通信ショップ および	建物 および	関西圏 6店舗	専門ショップ	器具備品等
場所	用途	種類																	
首都圏 4店舗	情報通信ショップ および	建物 および																	
関西圏 1店舗	専門ショップ	器具備品等																	
場所	用途	種類																	
首都圏 6店舗	情報通信ショップ および	建物 および																	
関西圏 6店舗	専門ショップ	器具備品等																	
当社は、店舗ごとに資産をグルーピングしております。情報通信ショップおよび専門ショップの合計5店舗につきましては、競争の激化による店舗環境の著しい悪化により営業活動から生じるキャッシュ・フローのマイナスが継続しており、今後長期間にわたり店舗環境の回復が見込めないため、これら当該店舗に係る資産の回収可能価額について使用価値をゼロとし、帳簿価額全額49,438千円を減損損失に計上しております。	当社は、店舗ごとに資産をグルーピングしております。情報通信ショップおよび専門ショップの合計12店舗につきましては、競争の激化による店舗環境の著しい悪化により営業活動から生じるキャッシュ・フローのマイナスが継続しており、今後長期間にわたり店舗環境の回復が見込めないため、これら当該店舗に係る資産の回収可能価額について使用価値をゼロとし、帳簿価額全額52,299千円を減損損失に計上しております。																		
なお、減損損失の内訳は次のとおりであります。	なお、減損損失の内訳は次のとおりであります。																		
建物 42,177千円	建物 41,777千円																		
器具備品 3,289千円	器具備品 1,920千円																		
長期前払費用 3,971千円	長期前払費用 8,601千円																		
5 本社移転関連損失 本社移転関連損失は、翌事業年度に予定している本社移転に伴う設備撤去関連費用および旧本社の原状回復費用であります。																			
設備撤去関連費用 13,542千円																			
原状回復費用 8,558千円																			

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成19年5月1日至平成20年4月30日)

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	31,000	-	-	31,000
合計	31,000	-	-	31,000

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自平成20年5月1日至平成21年4月30日)

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	31,000	-	-	31,000
合計	31,000	-	-	31,000

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自平成19年5月1日 至平成20年4月30日)		当事業年度 (自平成20年5月1日 至平成21年4月30日)	
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係 (平成20年4月30日現在)		現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係 (平成21年4月30日現在)	
現金及び預金勘定	290,410千円	現金及び預金勘定	521,775千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	191,960千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	192,255千円
現金及び現金同等物	98,449千円	現金及び現金同等物	329,519千円

(リース取引関係)

前事業年度 (自平成19年5月1日 至平成20年4月30日)				当事業年度 (自平成20年5月1日 至平成21年4月30日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次の通りであります。 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
器具備品	7,197	5,645	1,552	器具備品	4,189	3,560	629
合計	7,197	5,645	1,552	合計	4,189	3,560	629
2. 未経過リース料期末残高相当額 1年内 927千円 1年超 665千円 合計 1,592千円				2. 未経過リース料期末残高相当額 1年内 665千円 1年超 -千円 合計 665千円			
3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 1,519千円 減価償却費相当額 1,439千円 支払利息相当額 31千円				3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 892千円 減価償却費相当額 858千円 支払利息相当額 17千円			
4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				4. 減価償却費相当額の算定方法 同 左			
5. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				5. 利息相当額の算定方法 同 左			
				(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。			

(有価証券関係)

前事業年度(自平成19年5月1日 至平成20年4月30日)および当事業年度(自平成20年5月1日 至平成21年4月30日)

当社は有価証券を全く保有しておりませんので、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自平成19年5月1日 至平成20年4月30日)および当事業年度(自平成20年5月1日 至平成21年4月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度と適格退職年金制度を併用しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	前事業年度 (平成20年4月30日)	当事業年度 (平成21年4月30日)
(1) 退職給付債務	44,712千円	46,001千円
(2) 年金資産	43,536千円	34,708千円
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)	1,175千円	11,293千円
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	-	-
(5) 未認識数理計算上の差異	-	-
(6) 未認識過去勤務債務(債務の減)	-	-
(7) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)+(6)	1,175千円	11,293千円
(8) 前払年金費用	-	-
(9) 退職給付引当金(7)-(8)	1,175千円	11,293千円

3. 退職給付費用の内訳

	前事業年度 (自平成19年5月1日 至平成20年4月30日)	当事業年度 (自平成20年5月1日 至平成21年4月30日)
退職給付費用	17,942千円	20,441千円
(1) 勤務費用	17,942千円	20,441千円
(2) 利息費用	-	-
(3) 期待運用収益(減算)	-	-
(4) 会計基準変更時差異の費用処理額	-	-
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	-	-

(注) 当社は簡便法により退職給付債務を計算しているため、勤務費用と利息費用は勤務費用に含めて処理しておりません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成19年5月1日 至平成20年4月30日)および当事業年度(自平成20年5月1日 至平成21年4月30日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成19年 5 月 1 日 至 平成20年 4 月30日)	当事業年度 (自 平成20年 5 月 1 日 至 平成21年 4 月30日)																																																																				
<p>1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産 (流動)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">2,003千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">14,341千円</td></tr> <tr><td>たな卸資産</td><td style="text-align: right;">10,037千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">2,675千円</td></tr> <tr><td>短期解約返戻引当金</td><td style="text-align: right;">16,931千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">8,013千円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">小計</td><td style="text-align: right;">54,002千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">54,002千円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">計</td><td style="text-align: right;">- 千円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産 (固定)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">10,085千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">477千円</td></tr> <tr><td>固定資産</td><td style="text-align: right;">32,469千円</td></tr> <tr><td>長期未払金</td><td style="text-align: right;">23,858千円</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">54,624千円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">小計</td><td style="text-align: right;">121,514千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">121,514千円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">計</td><td style="text-align: right;">- 千円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産合計 - 千円</p> <p>2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>税引前当期純損失を計上しているため、記載をしております。</p>	未払事業税	2,003千円	賞与引当金	14,341千円	たな卸資産	10,037千円	未払費用	2,675千円	短期解約返戻引当金	16,931千円	その他	8,013千円	小計	54,002千円	評価性引当額	54,002千円	計	- 千円	貸倒引当金	10,085千円	退職給付引当金	477千円	固定資産	32,469千円	長期未払金	23,858千円	繰越欠損金	54,624千円	小計	121,514千円	評価性引当額	121,514千円	計	- 千円	<p>1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産 (流動)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">1,010千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">6,923千円</td></tr> <tr><td>たな卸資産</td><td style="text-align: right;">99千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">1,728千円</td></tr> <tr><td>短期解約返戻引当金</td><td style="text-align: right;">1,171千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">163千円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">小計</td><td style="text-align: right;">11,095千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">11,095千円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">計</td><td style="text-align: right;">- 千円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産 (固定)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">1,003千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">4,585千円</td></tr> <tr><td>固定資産</td><td style="text-align: right;">35,978千円</td></tr> <tr><td>長期未払金</td><td style="text-align: right;">23,858千円</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">151,660千円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">小計</td><td style="text-align: right;">217,085千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">217,085千円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">計</td><td style="text-align: right;">- 千円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産合計 - 千円</p> <p>2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>税引前当期純損失を計上しているため、記載をしております。</p>	未払事業税	1,010千円	賞与引当金	6,923千円	たな卸資産	99千円	未払費用	1,728千円	短期解約返戻引当金	1,171千円	その他	163千円	小計	11,095千円	評価性引当額	11,095千円	計	- 千円	貸倒引当金	1,003千円	退職給付引当金	4,585千円	固定資産	35,978千円	長期未払金	23,858千円	繰越欠損金	151,660千円	小計	217,085千円	評価性引当額	217,085千円	計	- 千円
未払事業税	2,003千円																																																																				
賞与引当金	14,341千円																																																																				
たな卸資産	10,037千円																																																																				
未払費用	2,675千円																																																																				
短期解約返戻引当金	16,931千円																																																																				
その他	8,013千円																																																																				
小計	54,002千円																																																																				
評価性引当額	54,002千円																																																																				
計	- 千円																																																																				
貸倒引当金	10,085千円																																																																				
退職給付引当金	477千円																																																																				
固定資産	32,469千円																																																																				
長期未払金	23,858千円																																																																				
繰越欠損金	54,624千円																																																																				
小計	121,514千円																																																																				
評価性引当額	121,514千円																																																																				
計	- 千円																																																																				
未払事業税	1,010千円																																																																				
賞与引当金	6,923千円																																																																				
たな卸資産	99千円																																																																				
未払費用	1,728千円																																																																				
短期解約返戻引当金	1,171千円																																																																				
その他	163千円																																																																				
小計	11,095千円																																																																				
評価性引当額	11,095千円																																																																				
計	- 千円																																																																				
貸倒引当金	1,003千円																																																																				
退職給付引当金	4,585千円																																																																				
固定資産	35,978千円																																																																				
長期未払金	23,858千円																																																																				
繰越欠損金	151,660千円																																																																				
小計	217,085千円																																																																				
評価性引当額	217,085千円																																																																				
計	- 千円																																																																				

(持分法損益等)

前事業年度 (自平成19年 5 月 1 日 至平成20年 4 月30日) および当事業年度 (自平成20年 5 月 1 日 至平成21年 4 月30日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度 (自平成19年 5 月 1 日 至平成20年 4 月30日) および当事業年度 (自平成20年 5 月 1 日 至平成21年 4 月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自平成19年5月1日 至 平成20年4月30日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

当事業年度（自平成20年5月1日 至 平成21年4月30日）

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

該当事項はありません。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準運用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成19年5月1日 至平成20年4月30日)	当事業年度 (自平成20年5月1日 至平成21年4月30日)
1株当たり純資産額 37,144.44円	1株当たり純資産額 32,757.24円
1株当たり当期純損失金額 6,084.10円	1株当たり当期純損失金額 4,387.19円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成19年5月1日 至平成20年4月30日)	当事業年度 (自平成20年5月1日 至平成21年4月30日)
当期純損失() (千円)	188,607	136,003
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失() (千円)	188,607	136,003
期中平均株式数(株)	31,000	31,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	311,278	13,904	94,019 (41,777)	231,164	95,980	27,712	135,183
器具備品	303,844	3,682	30,466 (1,920)	277,061	210,905	35,208	66,156
有形固定資産計	615,123	17,587	124,485 (43,698)	508,226	306,886	62,920	201,339
無形固定資産							
のれん	6,750	-	-	6,750	3,000	1,350	3,750
商標権	1,165	-	-	1,165	441	116	723
ソフトウェア	70,237	430	-	70,667	52,111	13,406	18,555
レンタル用電話加入権	69	-	69	-	-	-	-
電話加入権	18,794	69	-	18,863	-	-	18,863
無形固定資産計	97,015	499	69	97,445	55,552	14,873	41,893
長期前払費用	73,187	9,855	20,099 (8,601)	62,942	49,176	15,550	13,766
繰延資産							
社債発行費	11,275	-	-	11,275	7,678	2,233	3,596
繰延資産計	11,275	-	-	11,275	7,678	2,233	3,596

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	増加額(千円)	大阪本社	(移転)	11,204
		イー・ブーム古川橋店	(改装)	2,097
	減少額(千円)	イー・ブーム川崎店	(売却)	13,428
		イー・ブーム上新庄店	(減損)	8,886
		イー・ブーム下北沢店	(減損)	7,134
		ソフトバンク新宿西口	(減損)	6,016
器具備品	増加額(千円)	イー・ブーム古川橋店	(改装)	1,981
	減少額(千円)	イー・ブーム川崎店	(売却)	3,491
		大阪本社	(移転)	2,997
		イー・ブーム小田原店	(減損)	1,920

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
第4回無担保社債	平成18年3月15日	100,000 (100,000)	-	0.900	なし	平成21年3月13日
第5回無担保社債	平成19年8月3日	200,000	200,000	1.530	なし	平成22年8月3日
第6回無担保社債	平成19年8月6日	100,000	100,000	1.530	なし	平成22年8月6日
第7回無担保社債	平成19年8月10日	100,000	100,000	1.660	なし	平成22年8月10日
第8回無担保社債	平成20年3月26日	100,000 (20,000)	80,000 (20,000)	1.120	なし	平成25年3月31日
合計	-	600,000 (120,000)	480,000 (20,000)	-	-	-

(注) 1. () 内書きは、1年以内の償還予定額であります。

2. 決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
20,000	420,000	20,000	20,000	-

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	70,000	91,668	2.78	-
1年以内に返済予定の長期借入金	80,561	50,014	2.02	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	58,373	8,359	2.06	平成22年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
計	208,934	150,041	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	8,359	-	-	-

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	25,270	1,071	-	23,800	2,541
賞与引当金	35,325	17,053	35,325	-	17,053
短期解約返戻引当金	41,702	2,884	41,702	-	2,884

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、回収可能となった差入保証金に係る取崩額23,370千円及び一般債権の貸倒実績率による洗替額430千円であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	2,934
預金	
当座預金	61,849
普通預金	193,026
定期預金	262,373
郵便貯金	1,140
別段預金	450
小計	518,840
合計	521,775

売掛金

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(千円)
ソフトバンクモバイル株式会社	211,089
アイ・ティー・エックス株式会社	199,016
株式会社ダイヤモンドテレコム	96,873
株式会社ウィルコム	53,725
エムシー・メディア株式会社	14,616
その他	46,992
合計	622,312

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	(A) + (D) 2 (B) 365
1,048,774	8,047,997	8,474,459	622,312	93.2	37.9

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

商品

品目	金額(千円)
販売用携帯電話	186,059
販売用PHS機器	17,801
販売用部品	4,588
その他	3,435
合計	211,885

貯蔵品

品目	金額(千円)
ギフトカード類	590
郵便切手・収入印紙	79
その他	17
合計	687

差入保証金

相手先	金額(千円)
株式会社丸八薬局	72,000
株式会社丸三商店	46,500
佐藤ふじ子・佐藤則子	45,000
東京建物株式会社	34,532
有限会社ジェイプランズ	32,000
その他	444,666
合計	674,698

買掛金

相手先	金額(千円)
ソフトバンクモバイル株式会社	169,351
アイ・ティー・エックス株式会社	167,529
株式会社ダイヤモンドテレコム	74,204
株式会社ウィルコム	47,504
エムシー・メディア株式会社	9,784
その他	11,961
合計	480,336

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報

	第1四半期 自平成20年5月1日 至平成20年7月31日	第2四半期 自平成20年8月1日 至平成20年10月31日	第3四半期 自平成20年11月1日 至平成21年1月31日	第4四半期 自平成21年2月1日 至平成21年4月30日
売上高(千円)	2,240,891	1,765,088	1,730,640	1,934,592
税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額() (千円)	69,842	21,098	46,626	7,835
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (千円)	71,507	22,846	48,150	6,501
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額() (円)	2,306.70	737.00	1,553.23	209.73

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	5月1日から4月30日まで
定時株主総会	毎年7月
基準日	4月30日
剰余金の配当の基準日	10月31日 4月30日
1単元の株式数	-
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	- - - -
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.n-tel.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)平成20年7月29日(実質上は平成20年7月30日)付で、株主名簿管理人を中央三井信託銀行株式会社から三菱UFJ信託銀行株式会社に変更いたしました。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第20期）（自平成19年5月1日至平成20年4月30日）平成20年7月30日近畿財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

平成20年9月5日近畿財務局長に提出

事業年度（第20期）（自平成19年5月1日至平成20年4月30日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

(3) 四半期報告書及び確認書

第21期第1四半期（自平成20年5月1日至平成20年7月31日）平成20年9月12日近畿財務局長に提出。

第21期第2四半期（自平成20年8月1日至平成20年10月31日）平成20年12月15日近畿財務局長に提出。

第21期第3四半期（自平成20年11月1日至平成21年1月31日）平成21年3月17日近畿財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

平成20年12月5日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態および経営成績に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書

平成21年6月12日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態および経営成績に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 7月29日

日本テレホン株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中山 紀昭 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 美樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本テレホン株式会社の平成19年5月1日から平成20年4月30日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本テレホン株式会社の平成20年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 7月30日

日本テレホン株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中山 紀昭	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千崎 育利	印
--------------------	-------	-------	---

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本テレホン株式会社の平成20年5月1日から平成21年4月30日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本テレホン株式会社の平成21年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本テレホン株式会社の平成21年4月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、日本テレホン株式会社が平成21年4月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。